

第5次 皆野町総合振興計画

平成29年度 — 平成38年度

住んでみたいまち
住み続けたいまち
ときめきの皆野

皆野町

『住んでみたいまち、住み続けたいまち、ときめきの皆野』実現に向けて

皆野町では、昭和49年に第1次皆野町総合振興計画を策定して以来、これまで第4次にわたる総合振興計画を策定してまいりました。

平成19年度から平成28年度を計画期間とする第4次皆野町総合振興計画では、「夢を育める安全で安心な快適なまち」をめざして、子育て支援、元気で長生き対策、安全で快適な環境整備を中心としたまちづくりを進めてまいりました。

この間、少子高齢化の進行による人口減少、東日本大震災や秩父地域の大雪災害などを教訓とした防災意識の高まり、日々刻々と変化する社会経済情勢と多様化する町民ニーズなど、本町を取り巻く環境は大きく変化しています。

また、平成28年3月には、「前原の不整合」を含む「古秩父湾堆積層及び海棲哺乳類化石群」が国の天然記念物に指定され、観光や学術的分野からも期待されており、まちづくりにおける貴重な財産となります。

こうした状況下におきまして、第4次皆野町総合振興計画が平成28年度で終了することから、平成29年度から平成38年度までの10年間を計画期間とする第5次皆野町総合振興計画を策定いたしました。

本計画では、町の将来像を『住んでみたいまち、住み続けたいまち、ときめきの皆野』と定めています。これは、夢と希望と笑顔溢れる、ときめきの皆野町を創造していくなかで、新たに皆野町を「住んでみたいまち」として選ばれる町に、また、今住んでいる町民がこれからもずーっと「住み続けたいまち」となることをめざすものです。そのために、町民と行政が相互に信頼し、協力することにより、多くの町民が共感できるまちづくりに取り組んでまいります。

なお、本計画に基づく諸施策の実施にあたっては、常に財政の健全化を行政運営の基本としてまいります。

終わりに第5次皆野町総合振興計画の策定にあたり、熱心にご審議をいただきました町議会議員の皆様、第5次皆野町総合振興計画審議会の皆様、貴重なご意見・ご提言をいただきました町民の皆様に心から感謝申し上げますとともに、町の将来像の実現に向けて、ご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成29年4月



皆野町長 石木戸 道也

目 次

第1部 序 論	1
1 沿革	3
2 計画策定の趣旨	3
3 計画の構成と期間	4
4 これまでにおける主な取り組み	5
5 まちづくりの主要課題	11
6 町民意向	15
第2部 基本構想	19
1 まちづくりの基本理念	21
2 まちづくりの目標	21
(1) 皆野町の将来像	21
(2) まちづくりの主要目標	21
(3) 将来人口	23
第3部 基本計画	25
まちづくり施策体系	26
I 楽しく子育てと元気で長生きができるまち【健康・福祉の推進】	27
施策体系	28
1 健やかに暮らせるまちづくり	29
2 子どもを産み育てやすいまちづくり	34
3 高齢者が元気で暮らせるまちづくり	37
4 障害者（児）が生活しやすいまちづくり	40
5 安心して暮らせるまちづくり	42
II 豊かな心と多彩な文化を育むまち【教育・文化の向上】	45
施策体系	46
1 確かな学力と自立する力の育成	47
2 豊かな心と健やかな体の育成	52
3 質の高い教育環境の整備	57
4 伝統文化継承と文化財保護・活用の推進	61
5 「ひと」が輝くまちづくり	64

Ⅲ	豊かな自然と産業が息づくまち【環境保全・産業振興】	67
	施策体系	68
	1 美しいまちづくり	69
	2 自然との調和がとれたまちづくり	73
	3 「地元づかい」推進のまちづくり	77
	4 つなぐ・つながる観光のまちづくり	82
	5 地域の特性に応じた企業誘致と創業支援	86
Ⅳ	安全で快適な生活が実感できるまち【生活基盤の整備】	91
	施策体系	92
	1 町民の「生命」・「身体」・「財産」を守るまちづくり	93
	2 人も車も安全な道路・交通環境の整備	97
	3 快適な生活基盤の整備	100
Ⅴ	笑顔が行き交う共助と自立のまち	
	【コミュニティの推進・行政基盤の強化】	105
	施策体系	106
	1 町民力・地域力を生かしたまちづくり	107
	2 行政基盤の強化	110
	3 財政基盤の強化	115
	資料編	117
	1 皆野町総合振興計画審議会	119
	2 皆野町総合振興計画策定委員会	122
	3 策定経過	124

第1部 序論

1 沿革

昭和3年11月に皆野村が町制を施行し皆野町となりました。その後、昭和18年9月に皆野町、国神村、金沢村、日野沢村、三沢村、大田村の1町5か村と白鳥村の一部が合併して「美野町」が発足しましたが、昭和21年12月には同町を解体して、従前の町村にそれぞれ分離しました。その際に白鳥村の一部はそのまま分離後の皆野町に属しました。

昭和30年3月には、国の施策であった町村合併促進法に基づいて再び皆野町、国神村、金沢村、日野沢村の1町3か村が合併して、新たに「皆野町」となり、昭和32年3月に隣接する三沢村を編入合併して現在に至っています。

2 計画策定の趣旨

皆野町総合振興計画は、長期的な展望に基づいてめざすべき皆野町の将来像を示すとともに、町政を総合的、計画的に運営するために、各行政分野における計画や事業の指針を明らかにするものであり、町政運営の最も基本となる計画です。

本町では、昭和49年度に第1次総合振興計画を策定して以来、これまでに第4次にわたる総合振興計画を策定し、継続的にまちづくりに取り組んできました。

また、地方自治法では総合振興計画の基本部分である「基本構想」について、議会の議決を経て定めることが義務付けられていましたが、国の地域主権改革により平成23年5月に地方自治法の一部改正が行われ、この策定義務がなくなりました。基本構想を策定し、議会の議決を経るかどうかは町の判断に委ねられています。

こうした背景を踏まえ、第5次総合振興計画の基本構想については、町民の代表である議会の議決事項とし、町全体の総意に基づき策定しました。

3 計画の構成と期間

(1) 構成と期間

第5次総合振興計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成します。

基本構想	まちづくりの基本理念、めざすべき将来像を定め、その実現に向けて取り組むべき施策の大綱を示したものです。
基本計画	基本構想に基づき、各行政分野における具体的な施策の内容を体系的に示したものです。 前期基本計画と後期基本計画に分かれます。
実施計画	基本計画に基づき実施する事務事業について示したものです。 計画期間は3年間で、毎年度見直しを行います。

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	平成 36 年度	平成 37 年度	平成 38 年度
基本構想 (10 年間)											
前期基本計画 (5 年間)						後期基本計画 (5 年間)					
実施計画 (3 年間)											
		実施計画 (3 年間)									
			実施計画 (3 年間)								
				実施計画 (3 年間)							
						実施計画 (3 年間)					
							実施計画 (3 年間)				
								実施計画 (3 年間)			
										実施計画 (3 年間)	
まち・ひと・しごと創生 総合戦略 (5 年間)											

(2) まち・ひと・しごと創生総合戦略の位置づけ

本町では、国で策定した「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」および「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、人口減少に関する課題を町民が共有し、子どもたちの皆野町への愛着を育み、若い世代が皆野町で就労・結婚・子育てを行い、経済を活性化し町民が活躍できるまちづくりを進めるため、平成 27 年度に「皆野町人口ビジョン」および「皆野町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しています。

総合振興計画においては、まち・ひと・しごと創生総合戦略を最重要計画と位置付け、積極的に推進します。

4 これまでにおける主な取り組み

第4次皆野町総合振興計画（計画期間：平成19年度から平成28年度まで）では、皆野町の将来像“夢を育める安全で安心な快適なまちをめざして”を実現するため、まちづくりの各分野において5つの主要目標を定め、さまざまな取り組みを実施してきました。

第4次計画期間が終了するにあたって、前期基本計画（平成19年度－平成23年度）および後期基本計画（平成24年度－平成28年度）の取り組み状況の検証を実施しました。

検証にあたっては、分野別の施策ごとに事業実施の効果や未達成事業における未達成要因、第5次計画への対応として事業の継続、内容の見直しや統廃合等を基準としています。

ここでは、第4次計画期間内に取り組んだ主な事務事業について掲載をしています。

(1) 環境に優しい魅力あるまちづくり【生活基盤・環境の整備】

体系区分	事業内容
道路・公園・広場・緑地の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○町道網の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・町道下田野1号線「下田野橋」改良 ・町道国神1号線道路改良 ・狭あい道路等生活道路の整備 ○ポケットパークの整備 ○国道140号皆野秩父バイパス「新皆野橋」開通
交通・通信	<ul style="list-style-type: none"> ○町営バス運行路線延長（長生荘・浦山・役場入口） ○三沢地区光ファイバー通信網整備
生活基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○秩父地域水道事業広域化 ○浄化槽市町村整備推進事業の実施
居住環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○皆野町環境基本条例の制定 ○子育て世帯等定住促進事業住宅取得奨励補助金
住民の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ○防災行政無線の整備 ○防災備蓄倉庫の整備 ○ちちぶ環境基本計画の策定（ちちぶ定住自立圏構想） ○消防団の組織再編 4 詰所新設・9 車両更新 ○自主防災組織の結成（27 行政区） ○自主防犯活動団体の結成 （自治会における組織率県第1位） ○防犯灯 LED 灯への更新 ○金崎へりポートの整備

(2) 健康で長生きできるまちづくり【健康・福祉の向上】

体系区分	事業内容
保健・医療の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○健康みな の 21 計画の策定 ○健康ウォーキングロードの整備 ○皆野町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定 ○皆野町歯と口の健康づくり推進条例の制定 ○みな の健康ダイヤル 24 の開設
社会福祉の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○皆野町地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定 ○皆野町子ども・子育て支援事業計画の策定 ○高齢者見守りネットワーク（み～なネットワーク）構築 ○学童保育所の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・皆野学童保育所の増設、国神学童保育所の新設 ○み～な子ども公園の整備 ○子育ての経済的支援 <ul style="list-style-type: none"> ・医療費窓口払いの廃止 ・多子世帯就学前保育料の無料化 ・学童保育所保育料の無料化 ○皆野町障がい者計画・障がい福祉計画の策定
社会保障の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○皆野町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定

(3) 心豊かな人間性を育み文化彩るまちづくり【教育・文化の向上】

体系区分	事業内容
学校教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○教育環境の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・皆野中学校校舎改築、太陽光発電システム設置、体育館耐震補強改修 ・皆野小学校体育館耐震補強改修 ・幼・小・中学校校舎教室用空調設備設置 ・さわやか相談員、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー配置 ・学校安全ボランティア、学校応援団による見守り活動 ・金沢小学校閉校、国神小学校へ統合 ○学校給食における皆野産野菜・ぶどうの利用
生涯学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○生涯スポーツの充実 <ul style="list-style-type: none"> ・皆野スポーツ公園テニスコート人工芝改修 ・みなの中の山さくらマラソンの開催
文化・芸術活動の振興	<ul style="list-style-type: none"> ○芸術鑑賞機会の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術体験事業の開催 ○「前原の不整合」国天然記念物に指定 ○町指定文化財の指定追加（10件）

(4) 自然の豊かさと産業が生きづくまちづくり【産業の振興】

体系区分	事業内容
農林水産業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ○道の駅「みなの」開設 ○農業後継者組織「みなの未来農業研究会」活動推進 ○特色ある農業の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・農から創る6次産業化支援 ・栗の優良品種「ぼろたん」を導入 ○地産地消の拡大推進 <ul style="list-style-type: none"> ・学校給食における皆野産野菜・ぶどうの供給 ○中山間総合整備事業による農道整備 <ul style="list-style-type: none"> ・三沢・坂本線（牧道） ○林道浦山線開設 ○埼玉県森林づくり事業協定 <ul style="list-style-type: none"> ・協定締結企業 3社
商工業・観光の振興	<ul style="list-style-type: none"> ○皆野町企業誘致条例の制定 ○魅力的な商店街づくり <ul style="list-style-type: none"> ・「みんなの皆野まるごと見本市・皆野横丁」開催 ○観光拠点の整備・充実 <ul style="list-style-type: none"> ・天空のポピーまつり開催
勤労者行政の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○埼玉県緊急雇用創出基金事業

(5) 地域の連携と交流が育む共感と共助のまちづくり【行政基盤の強化】

体系区分	事業内容
住民参画の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○コミュニティ事業の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・上三沢区青砂町会集会所建設事業 ・地域づくり奨励事業 ○皆野町男女共同参画プランの策定
行財政運営の効率化	<ul style="list-style-type: none"> ○皆野町リフレッシュプラン 05 による行財政改革の推進 ○施設・設備更新計画の策定 ○指定管理者制度による施設管理運営 <ul style="list-style-type: none"> ・道の駅「みなの」 ・老人福祉センター長生荘 ・水と緑のふれあい館 ・学童保育所 ○ちちぶ定住自立圏構想の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・協定締結：10 分野 20 項目

5 まちづくりの主要課題

(1) 少子高齢社会への対応

内閣府が作成した「平成 28 年度版高齢化社会白書」によると日本の総人口は、平成 27 年 10 月 1 日現在、1 億 2,711 万人となっています。

65 歳以上の高齢者人口は、3,392 万人となり、高齢化率^{*}は 27.7%になっています。

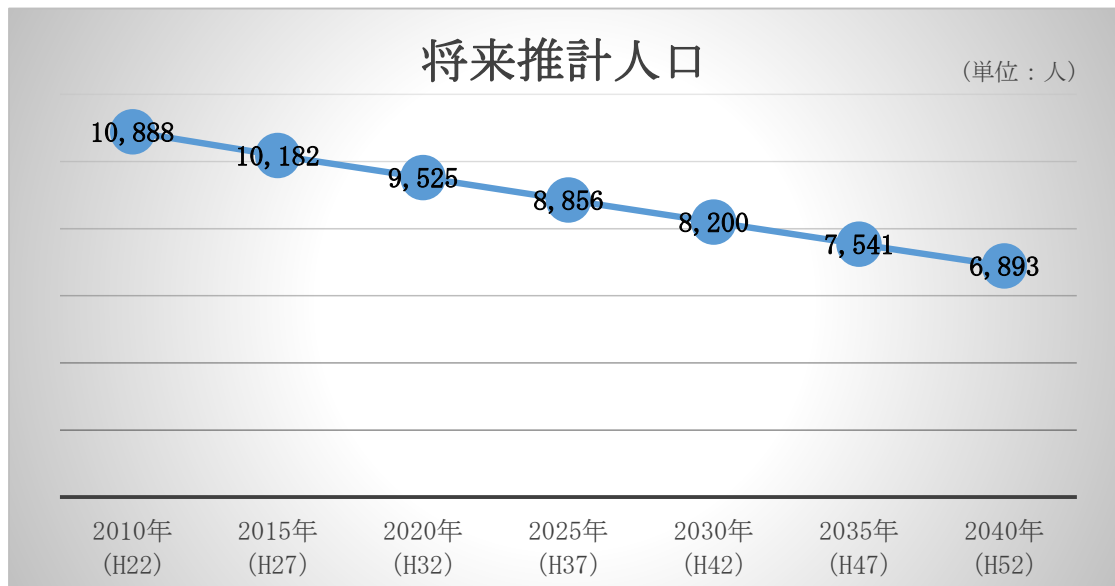
本町の人口は、平成 27 年国勢調査で 10,133 人となっており、前回調査より 755 人減 (6.9%減) となっています。この数値は、全国 (0.8%減)・埼玉県 (1.0%増) と比較してもわかるように人口の減少が顕著であり、県内市町村と比較してもワースト 5 位の結果となっています。

高齢化率についても平成 28 年 4 月 1 日現在で 33.5%と高くなっており、地域別では、皆野 30.0%・国神 33.9%・金沢 39.8%・日野沢 62.3%・三沢 37.2%と山間部にかけて高い数値となっています。^{*}

また、国立社会保障・人口問題研究所による本町の 2040 年の人口は、6,893 人まで減少すると推計されており、高齢者の地域での日常生活や地域コミュニティの維持が困難になることが懸念されています。

こうした背景から、本町の人口減少とともに少子高齢社会が進行するものと考えられることから、若者や子育て世帯の移住・定住促進や元気で長生きできるまちづくりへの取り組みが求められています。

なお、人口減少への対策として、「皆野町まち・ひと・しごと創生総合戦略」における取り組みを推進していきます。



資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(平成 25 年 3 月推計)

^{*}高齢化率：65 歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合のこと。

^{*}平成 28 年 4 月 1 日現在の外国人を含む住民基本台帳人口より算出。

(2) 長寿社会、安心な暮らしの実現

本町の高齢化率は今後も増加傾向にあり、団塊の世代が75歳以上となる平成37年には高齢化率が38.8%に達し、75歳以上の後期高齢者はさらに増え続けることが予想されます。特に75歳以上の高齢者は、一人のかたが複数の疾患（慢性疾患）や暮らしの問題を抱えており、また要介護、認知症等の発生率も高く、医療や介護（生活支援）の需要が一層高まります。

また、少子化、非婚化、家族形態の変化に伴う家族機能の低下、共働き世帯の増加等、生き方、働き方は多様化し、子どもや高齢者の虐待、精神的なストレスからくる自殺など潜在的な健康問題も増えています。

子どもから高齢者まですべての世代が、健康で元気に安心して暮らすためには、地域でのより良い医療ケアの提供や保健・福祉・介護サービスの充実、および町民による地域での支え合いの推進が求められています。

(3) 安全・安心のまちづくり

平成23年の東日本大震災、平成28年の熊本地震、今後発生が懸念される南海トラフ地震などの大震災、大津波、それに伴う原発事故等の原子力災害。平成26年の広島県での土砂災害や長野県御嶽山の噴火。平成27年茨城県鬼怒川堤防の決壊による洪水。また、本町でも多くの被害をもたらした平成26年秩父地域の大雪。全国各地で、異常気象や自然災害が多様化、大規模化している状況です。

本町においては、集中豪雨による土砂災害や倒木、大雪による雪害の対策を中心に、町民が安全・安心に暮らしていくための災害に強いまちづくりへの取り組みが求められています。

また、町民の暮らしに大きく関わる生活基盤の整備は、従来の計画から継続して実施しており、幹線道路、生活道路の整備や緊急車両の通行が難しい狭あい道路の拡幅を中心に進めています。しかしながら、まだ整備の行き届いていない道路もあり、町民アンケート調査の結果からも、道路整備の要望や問題点の指摘が多く、満足度が低く重要度は高いことから、一層の取り組みが求められています。

(4) 教育のまちづくり

少子高齢社会を迎え、就学児童の減少に伴い、小規模校での複式学級が増えています。このような状況のもとで、新しい時代に対応した教育体制の確立や、子どもたちの「生きる力（確かな学力）（豊かな心）（たくましい体力）」を育む教育の充実が求められています。とりわけ、幼・小・中一貫教育の推進、コミュニティ・スクールの指定などの学校教育に係る大きな枠組みの構築をはじめとして、キャリア教育の推進、学力の一層の向上、グローバル人材の育成、生涯学習の充実などが課題となっています。

さらに、老朽化する教育施設の維持・管理について、計画的な修繕が必要であり、時には抜本的な施設の改善を行うことも視野に入れる必要があります。

(5) “地元づくり”の推進と創業支援のまちづくり

本町の産業を取り巻く環境は、依然として厳しい状況が続いています。

農林業や個人商店では、経営者の高齢化と後継者の不在、さらにこれに伴う事業規模の縮小傾向が顕著です。経営改善に係る利子補給等公的な支援もありますが、課題の根本的な解決には、消費拡大による所得の増加と経営基盤の強化が不可欠です。

このため、農林産物の地産地消や付加価値の向上、“行きつけのお店”づくりなど、より多くの町民が地場農林産物や商店・飲食店を利用する環境づくりを進める必要があります。併せて、近年急増している外国人をはじめとする観光客を町内の商店・飲食店へ誘引して消費を促すため、四季を通じて外来者が町内を回遊する仕組みづくりが急務となっています。

また、企業においては、製造業を中心に近隣工業団地への転出が進む一方で新規の参入は乏しく、企業数、従業員数とも減少しています。本町の地理的条件から、従来型工業団地の造成等は困難であるため、既存企業の支援とともにテレワーク^{*}型企業の誘致や創業支援施策が必要です。

^{*}テレワーク：インターネットなどの通信技術を使い、時間や場所にとらわれずに働くこと。

(6) 伝統文化・郷土愛の醸成

少子高齢社会、若者世代の人口流出などによって、地域を支える人材が不足するなど、地域のつながりが希薄化し、地域コミュニティは衰退傾向にあります。

地域の風土、昔ながらの風習、祭りや伝統文化など、郷土の優れた文化財や文化芸能の保護・継承を図るとともに、地域の郷土愛を醸成し、地域活動の活性化や地域コミュニティを深め、彩りのあるまちづくりを進めていく必要があります。

(7) 行財政基盤の強化

日々刻々と変化する社会情勢と多様化する町民ニーズに的確に対応し、諸施策を安定的かつ継続的に実施していくためには、歳入の確保・歳出の削減による持続可能な財政基盤の構築と、組織の最適化、適正な定員管理、職員の能力向上等による行政基盤の強化が不可欠です。

本町では、財政の健全化を示す実質公債費比率^{*}や将来負担比率^{*}は低い水準にあり、一定の健全性を保っています。

しかしながら、歳入に占める自主財源の比率は約4割で、地方交付税をはじめとする依存財源に頼る脆弱な歳入構造となっています。

一方、歳出では、少子高齢社会を迎え保健・医療、福祉分野への支出の増加、また老朽化した公共施設の改修等に多額の支出を見込んでおり、その財源の確保が大きな課題となっています。

今後のより良いまちづくりに向け、さらなる行財政基盤の強化が求められています。

■主要な財政指標等

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
実質公債費比率	4.7%	3.5%	2.8%	3.1%
将来負担比率	29.7%	33.3%	32.5%	21.5%
財政力指数	0.427	0.419	0.419	0.419
経常収支比率	80.5%	81.2%	80.0%	76.1%
基金残高	17億5,141万円	17億3,502万円	17億6,589万円	19億2,641万円
町債残高	34億2,545万円	35億8,562万円	35億5,995万円	35億4,126万円

※実質公債費比率：1年間で支払った借金返済額の大きさを示したもので、25%を超えると財政健全化に向けた取り組みが必要となる。

※将来負担比率：借入金など将来負担する負債の大きさを示したもので、350%を超えると財政健全化に向けた取り組みが必要となる。

※財政力指数：地方交付税算定上の財政基盤の強さを示す指標で、数値が大きいほど財政基盤が強く、1を超えると普通交付税が交付されない。

※経常収支比率：毎年決まって入ってくる収入（経常的収入）に対して、毎年決まって必要となる費用（経常経費）がどれだけあるか示したもので、比率が低いほど自由に使えるお金が多いということになる。

6 町民意向

これまで本町が取り組んできた施策に対する評価や課題、これからのまちづくりに対する意見などを把握するため「町民アンケート調査」及び「企業・団体アンケート調査」を実施しています。

この調査結果から、町民や企業・団体の意向を十分に踏まえ、第5次総合振興計画を策定しています。

(1) 町民アンケート調査結果

■『住みやすさ』について

「とても住みやすい」と「どちらかといえば住みやすい」の合計が7割を超えています。

■『今後も住み続けたいか』について

「住み続けたい」と「できれば住み続けたい」の合計が7割を超えています。一方で、「住み続けたくない」と回答したかたの主な理由としては、①「交通が不便である」、②「将来発展する可能性がない」、③「買い物が不便である」、④「日常生活が不便である」、⑤「医療機関が整っていない」などがあげられています。

■『どのようなまちづくりをめざすべきか』について

①「楽しく子育てができるまち」、②「元気で長生きができるまち」、③「生活環境の充実したまち」、④「災害に強いまち」、⑤「商工業振興のまち」などがあげられています。

■生活基盤・環境分野に対する意見

「県道や町道などの道路整備」や「除雪対応」に対する不満の意見が多数あげられています。また、「上下水道」に対する料金の改善や整備の推進、「公共交通（バス・鉄道）」の充実などを要望する意見があります。

■健康・福祉分野に対する意見

「子育て支援」や「住民健診」などに対して評価する意見があげられています。その他、「高齢者福祉」の重要性を指摘する意見もあります。

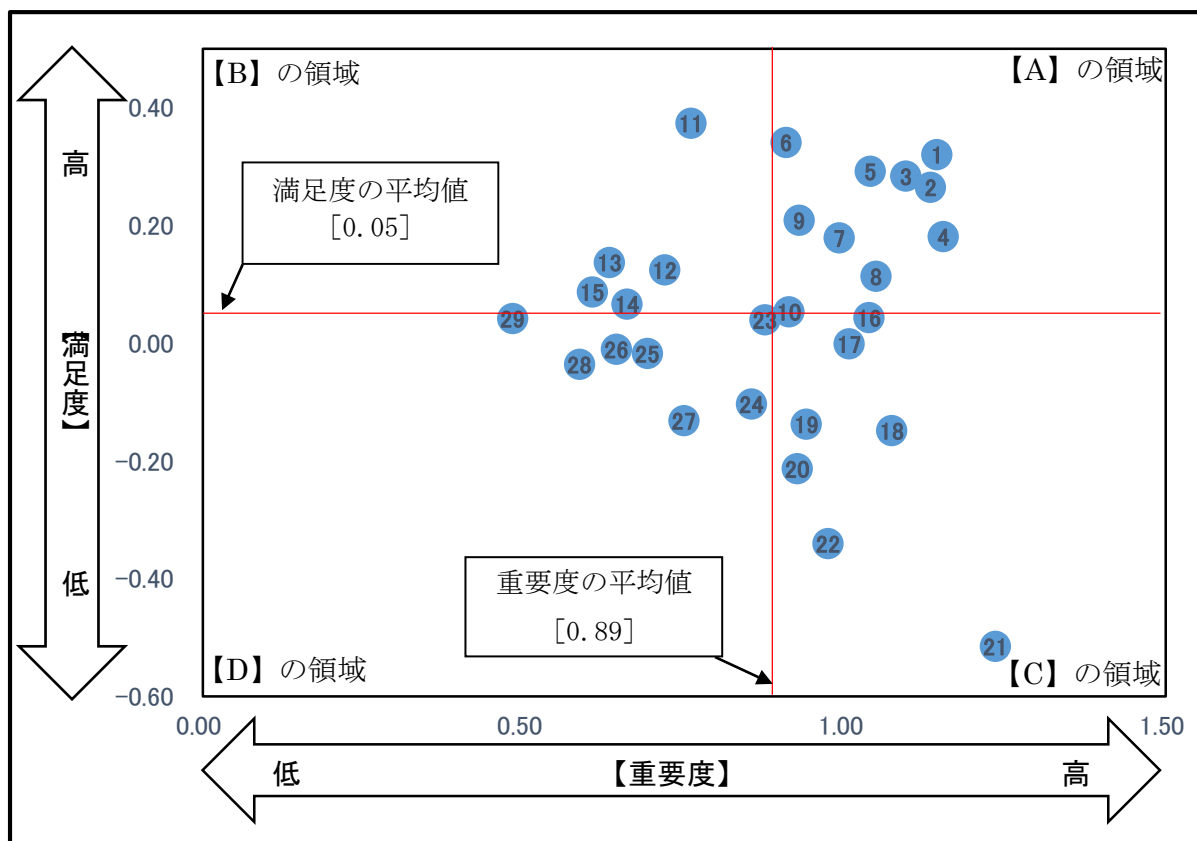
■産業に対する意見

「企業誘致」・「若者の雇用の場の確保」を要望する意見が多数あげられています。

■分野別施策の『満足度』・『重要度』について

分野別施策（5分野・29項目）における「満足度」・「重要度」について、平均値を基準として、①「満足度（高）・重要度（高）」、②「満足度（高）・重要度（低）」、③「満足度（低）・重要度（高）」、④「満足度（低）・重要度（低）」の4つの領域に分類し、各施策の『満足度』および『重要度』を相対的に評価しています。

分野別施策の「満足度」・「重要度」マトリックス表



N0	【B】 満足度(高)・重要度(低)の領域	N0	【A】 満足度(高)・重要度(高)の領域
⑪	ごみ処理体制の整備	①	子育て支援の充実
⑫	生涯学習の推進	②	学校教育の充実
⑬	生涯スポーツの振興	③	保健予防・医療の充実
⑭	環境美化・景観形成の推進	④	高齢者福祉の充実
⑮	文化・芸術活動の振興	⑤	消防・救急体制の充実
		⑥	健康づくりの促進
		⑦	青少年の健全育成
		⑧	障害者福祉の充実
		⑨	地域福祉の推進
		⑩	交通安全対策の推進
N0	【D】 満足度(低)・重要度(低)の領域	N0	【C】 満足度(低)・重要度(高)の領域
⑲	上下水道の整備	⑯	防犯体制の強化
⑳	行財政改革の効率化	⑰	防災対策の推進
㉑	住民参画によるまちづくりの促進	⑱	道路の整備
㉒	地域コミュニティの推進	⑲	観光の振興
㉓	農林業の振興	⑳	商工業の振興
㉔	男女共同参画社会の実現	㉑	雇用の創出・労働環境の整備
㉕	公園・広場の整備	㉒	公共交通機関(バス・鉄道)の確保・充実

(2) 企業・団体アンケート調査結果

■皆野町の『特色』について

企業・団体アンケートともに「自然が豊か」、「自然に恵まれた観光地」、「秩父音頭祭り」、「前原の不整合などの歴史文化」などがあげられています。

■これまでの取り組みで『評価できること』について

企業・団体アンケートともに「子育て支援事業（医療費の無料化、学童保育所の設置・無料化、住宅取得奨励補助金）があげられています。

企業アンケートでは、「まるごと見本市・皆野横丁」、「認知症サポート事業」、「消防施設の新設・統合」などが、団体アンケートでは、「住民健診」、「み～な子ども公園」などがあげられています。

■これまでの取り組みで『評価できないこと』について

企業アンケートでは、「野球場建設と企業・住宅開発」、「お出かけタクシー制度」、「道の駅みなへの入口対策（道路渋滞）」、「除雪」などがあげられています。

団体アンケートでは、「企業誘致」、「結婚相談員の活用」、「元町地域の活性化」、「学童保育所の障害児保育」があげられています。

■皆野町の『課題』について

企業・団体アンケートともに「少子高齢化」、「人口減少」、「過疎化」、「雇用確保」などがあげられていますが、これらは、単独の課題ではなくすべてが関連している課題です。

■『雇用』について（※企業アンケートのみで質問しています。）

「広報に求人や企業案内を掲載し、地元への就職をあっせんする」、「町内企業を集め雇用について相談会を開催する」、「町在住者を雇用した場合、報奨金を支給する」などがあげられています。

■皆野町の『将来像』について

企業・団体アンケートともに「豊かな自然を生かした観光（観光農業）によるまちづくり」が共通の意見となっています。

企業アンケートでは、「医療と福祉の連携で高齢者や障害者が普通に暮らせるまち」、「コンパクトシティ化」などがあげられています。

団体アンケートでは、「若者や高齢者の住みよいまちづくり」、「町内道路網整備による生活力向上」、「子育て支援による子育て世代の充実」、「教育研究・開発を推進するまち」などとなっています。

■将来像を実現するために『取り組むべきこと』について

企業アンケートでは、「自然災害が少ないことをアピール、企業や人を呼び込む」、「産官学など大いに利用し新しい商品開発」、「秩父地域全体としての観光コース」、「まちづくり事業団（仮称）を発足させる」などとなっています。

団体アンケートでは、「若い人の育成にも力を入れていただき活気あるまち」、「若者へのPRや若者からも意見を聴いて子育て支援事業の充実を図る」、「婚活支援策」などとなっています。

第2部 基本構想

1 まちづくりの基本理念

本町は、町民と行政が相互に信頼し、協力することにより、多くの町民が共感できるまちづくりに取り組みます。

そこで、本町の特性に鑑み『ひと』『暮らし』『文化』を総合振興計画におけるまちづくりの基本理念とします。

ひと	楽しく子育て、元気で長生き、 子どもからお年寄りまで、みんな笑顔のまちづくり
暮らし	産業の振興と、快適な環境のなかで、 毎日、安全・安心な生活がおくれるまちづくり
文化	伝統文化と、地域コミュニティを大切にし、 学力向上と、生涯学べるまちづくり

2 まちづくりの目標

(1) 皆野町の将来像

住んでみたいまち、住み続けたいまち、ときめきの皆野

四季が織りなす自然の美しさや、地域における伝統文化を継承しながら、将来のまちづくりを展開していくことが大切です。

私たちのふるさと皆野町の魅力とときめきを創造していくなかで、新たに皆野町を「住んでみたいまち」として、また、今住んでいる町民がこれからも「住み続けたいまち」となるよう、将来像の実現に向けて積極的に取り組みます。

(2) まちづくりの主要目標

将来像を実現するため、5つの「まちづくりの主要目標」を次のとおり定めます。

I 楽しく子育てと元気で長生きができるまち

【健康・福祉の推進】

子どもの笑顔と元気な声が溢れるまちは、活気に満ちています。近年の出産・子育てを取り巻く環境の変化等を踏まえ、子育てを社会全体で支援する環境を整備し、子どもの豊かな心を育み、楽しく子育てができるまちを推進します。

また、誰もが住み慣れた地域において健康で自分らしい暮らしをしたいと願っています。その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう介護、予防、医療、住まい、生活支援のサービスをさらに充実し、誰もが元気で長生きができるまちをめざします。

Ⅱ 豊かな心と多彩な文化を育むまち

【教育・文化の向上】

まちづくりの中心は「ひとづくり」です。子どもの個性と創造性を伸ばし、知育・徳育・体育を充実させた「生きる力」を育む教育により、豊かな心を持ったひとづくりを推進します。また、地域の伝統芸能・文化活動は本町の貴重な財産であり、郷土愛の醸成にもつながっています。先人たちが伝えた伝統文化の保存・継承のため、多彩な文化を育むまちをめざします。

Ⅲ 豊かな自然と産業が息づくまち

【環境保全・産業振興】

まちづくりにおいて、安定した雇用の場の確保はとても重要です。そのためには、地元企業の経営基盤強化や地域に根ざした産業の育成、魅力ある企業誘致を推進します。

本町の魅力である豊かな自然を最大限に活用した観光、農林業や商業における特産品の開発・販売など産業間連携を一層推進し、豊かな自然と産業が息づくまちをめざします。

Ⅳ 安全で快適な生活が実感できるまち

【生活基盤の整備】

町民の誰もが安全で快適な生活環境の実現を望んでいます。地域それぞれの特性を生かした道路、上下水道など生活基盤の整備や、若者が定住しやすい居住環境の充実を図るなど、誰もが快適な生活が実感できるまちをめざします。

さらに、地震や土砂災害などの発生に備えた災害対策や防災体制の強化に取り組みます。また消防団、自主防災組織や自主防犯活動団体などと連携を図り安全・安心なまちをめざします。

Ⅴ 笑顔が行き交う共助と自立のまち

【コミュニティの推進、行政基盤の強化】

地域のことを一番理解しているのは、そこに住んでいる町民です。地域の課題解決や特性を生かした地域づくりのため、町民、行政区、事業者、ボランティア団体などによる地域コミュニティ活動の推進を図り、笑顔が行き交う共助と自立のまちをめざします。

また常に財政の健全化を堅持しつつ、町民が共感できる確かなまちづくりに取り組みます。

(3) 将来人口

本町の人口は年々減少しており、国立社会保障・人口問題研究所による推計では、2060年の総人口は4,622人まで減少すると予測されています。

皆野町人口ビジョンでは、この国立社会保障・人口問題研究所の推計に、「女性の希望出生率の実現」や「移動率の縮小」、「転入者の増加」など独自の設定要因を加えて、2060年の将来人口の設定を行っています。

本計画においては、皆野町人口ビジョンにおける将来人口の実現をめざします。

■皆野町人口ビジョンによる将来人口

2060年（平成72年）の皆野町の総人口 8,000人程度

■将来人口を実現するための基本方向

基本方向1	合計特殊出生率を高める（理想の子ども数を実現しよう！）
近年の合計特殊出生率の平均（H17-H25）は1.34ですが、女性の希望出生率は2.15であることから、理想の子ども数の実現に向けた取り組みを進め、合計特殊出生率を高めます。	
基本方向2	移動率を縮小する（転出を減らそう！）
若い世代の転出が多い状況にありますが、町民意識調査の結果では定住の意向は高いことから、就労、結婚、出産・子育てなど若い世代の希望を実現する取り組みを進め、転出者数を減少させて移動率を縮小します。	
基本方向3	子育て世代の転入を増やす（移住の地として選ばれよう！）
合計特殊出生率の上昇、移動率の縮小だけでは、2060年の総人口を8,000人程度とすることは困難であるため、子育て世代に移住の地として選ばれる取り組みを進め、転入者を増やします。	

(4) 土地利用構想

①土地利用の基本方向

自然に恵まれた土地は、町民のために限られた貴重な資源であり、生活および生産活動をはじめ諸活動の共通の基盤となっています。土地利用にあたっては、長期的な展望のもと、自然・歴史・文化と共生した公共の福祉を最優先し、地域の特色を生かしながら総合的かつ計画的に取り組めます。

②地域別土地利用の方向

【市街地整備地域】

都市計画法に基づく用途地域により建物の用途や形態を規制・誘導し、皆野駅および親鼻駅周辺の市街地については、良好な市街地環境整備を推進します。

【農業地域】

景観作物の作付け支援や就農しやすい環境の整備などを通じ、耕作放棄地の解消と農地の多面的機能の維持を図ります。また、道路網の整備と農地の利用集積を促進し生産性の向上を図ります。

【企業誘致地域】

本町の豊かな自然環境、皆野寄居有料道路や町内全域に整備されている光通信網などのインフラを最大限に活用し、幅広い業種に対する企業誘致を推進します。

【観光・自然公園地域】

自然や史跡、景勝地などの観光資源を中心に、観光客が来場しやすく、商業・観光業の振興に資する拠点づくりを進めます。

県立美の山公園をはじめとする自然公園指定区域においては、経済活動とのバランスをとりながら自然環境・景観の保全を図り、観光やレクリエーション拠点、町民の憩いの場として活用します。

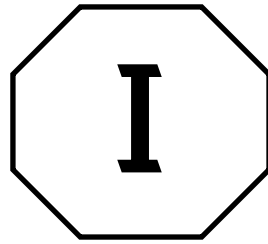
【森林地域】

天然林については保護と保全を、人工林については施業の効率化に資する林道の開設などを通じて適切な新陳代謝を図り、森林を健全な状態に保ちその多面的な機能の維持に努めます。

第3部 基本計画

まちづくり施策体系

まちづくりの主要目標	推進する施策
<p>I 楽しく子育てと 元気で長生きが できるまち</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 健やかに暮らせるまちづくり 2 子どもを産み育てやすいまちづくり 3 高齢者が元気で暮らせるまちづくり 4 障害者（児）が生活しやすいまちづくり 5 安心して暮らせるまちづくり
<p>II 豊かな心と 多彩な文化を 育むまち</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 確かな学力と自立する力の育成 2 豊かな心と健やかな体の育成 3 質の高い教育環境の整備 4 伝統文化継承と文化財保護・活用の推進 5 「ひと」が輝くまちづくり
<p>III 豊かな自然と 産業が息づくまち</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 美しいまちづくり 2 自然との調和がとれたまちづくり 3 「地元づかい」推進のまちづくり 4 つなぐ・つながる観光のまちづくり 5 地域の特性に応じた企業誘致と創業支援
<p>IV 安全で快適な 生活が実感できる まち</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 町民の「生命」・「身体」・「財産」を守るまちづくり 2 人も車も安全な道路・交通環境の整備 3 快適な生活基盤の整備
<p>V 笑顔が行き交う 共助と自立のまち</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 町民力・地域力を生かしたまちづくり 2 行政基盤の強化 3 財政基盤の強化



**楽しく子育てと
元気で長生きが
できるまち**

【健康・福祉の推進】

I 楽しく子育てと元気で長生きができるまち 施策体系

推進する施策		具体的な施策	
1	健やかに暮らせる まちづくり	①	次世代を育む母子保健の充実
		②	生活習慣病対策の充実
		③	心の健康対策の推進
		④	保健・医療連携体制の推進
		⑤	地域医療体制の充実
2	子どもを産み育てやすい まちづくり	①	安心して楽しい育児の推進
		②	仕事と子育て両立支援
		③	子育て支援の充実
3	高齢者が元気で暮らせる まちづくり	①	地域包括ケアの推進
		②	介護予防活動の充実
		③	介護サービスの適正な提供
4	障害者（児）が 生活しやすいまちづくり	①	療育体制の充実
		②	障害者（児）福祉の推進
5	安心して暮らせる まちづくり	①	医療保険制度の充実
		②	生活困窮者の生活の安定と自立支援

推進する施策	1 健やかに暮らせるまちづくり
【基本方針】 妊娠期を含む子どもから高齢者まで、すべての町民が健康に過ごすことができるよう、保健・医療体制の充実を図り、町民の健康づくりを支援します。	

具体的な施策	① 次世代を育む母子保健の充実
【現状と課題】 ○未婚妊娠や若年妊娠等の特定妊婦 [*] の増加や家族形態の変化による家族機能の低下等を背景に、児童虐待などの潜在的な健康問題が増加しています。これらは世代間連鎖につながりやすく、連鎖のしくみを断ち切ることが重要です。そのためには、妊娠期から子育て期にわたり、切れ目のない子育て支援の充実が求められます。 ○生活習慣病は、子どもころの食習慣や生活リズム、運動習慣等の共通した生活習慣が背景にあります。乳幼児期から次世代の健康を視野に入れた取り組みが必要です。	
【主な取り組み】 ○妊娠期から子育て期にわたる相談、支援をワンストップで実施します。 ○医療機関や子育て支援機関、教育機関等との連携を強化し、総合的な子育て支援体制を整備します。 ○母子の健康保持増進と将来の生活習慣病予防のため、妊娠期、乳幼児期、学童期、思春期と一貫した健康管理体制の充実を図ります。	

※特定妊婦：出産後の養育について出産前に支援を行うことが特に必要と認められる妊婦。

具体的な施策	② 生活習慣病対策の充実
<p>【現状と課題】</p> <p>○生活習慣病は自覚症状がないまま進行し、将来的には動脈硬化により大血管障害*や細小血管障害*につながるリスクが大きくなります。本町の国保データによると、生活習慣病の患者数は、高血圧症、脂質異常症、糖尿病の順に多くなっています。</p> <p>○平成 27 年度国民健康保険総医療費に占める割合は、第 1 位が慢性腎不全（透析あり）、第 2 位は統合失調症、第 3 位は糖尿病となっています。特に糖尿病は、糖尿病性腎症の原因になるだけでなく、網膜症、神経障害、心筋梗塞、脳梗塞、認知症等の発症リスクの増大にもつながります。</p> <p>○生活習慣病対策の課題の一つに健（検）診未受診者対策があります。本町では、特定健康診査やがん検診等を自己負担額無料で実施していますが、受診率は、県や全国平均より低く、受診率向上に向けた意識啓発が必要です。</p> <p>○塩分の多い食習慣・食文化は、生活習慣病の発症、進展因子となっています。</p>	
<p>【主な取り組み】</p> <p>○健（検）診受診率向上に向けた取り組みを実施します。</p> <p>○レセプト情報、健診結果を活用し、適切な保健指導、受診勧奨を実施します。</p> <p>○医療機関と連携し、生活習慣病の重症化予防に取り組みます。</p> <p>○「自分の健康は自分でつくり、守る」という自助の取り組みを支援します。</p> <p>○食生活改善会、いきいきサポーター等健康づくりに取り組む団体の活動を支援します。</p>	

■生活習慣病治療者の構成割合

生活習慣病治療者	対象レセプト(重複計上あり)						
	脳血管疾患	虚血性心疾患	人工透析	高血圧症	糖尿病	脂質異常症	高尿酸血症
1,139 人	149 人	141 人	10 人	645 人	318 人	442 人	79 人
	13.1%	12.4%	0.9%	56.6%	27.9%	38.8%	6.9%

資料：国保データベース 厚生労働省様式 3-1 (平成 27 年 5 月作成 平成 27 年 3 月診療分)

■皆野町民 65 歳 健康寿命(平成 26 年) ①男性 16.87 年 ②女性 20.41 年

※大血管障害：太い血管の動脈硬化に由来する合併症で、代表疾患は心筋梗塞や脳梗塞。

※細小血管障害：細小血管（毛細血管）の病変から始まる病態で、糖尿病に特徴的な合併症。代表疾患は、網膜症、腎症、神経障害で、この三者が糖尿病性三大合併症である。

具体的な施策	③ 心の健康対策の推進
<p>【現状と課題】</p> <p>○平成 22 年から平成 26 年までの本町の自殺の標準化死亡比[*]は、男性 148.6 女性 149.0 と県平均に比べ約 1.5 倍高くなっています。またライフステージ別にみると壮年期（25～44 歳）の死因の第 1 位が、中年期（45～64 歳）においては第 4 位が自殺となっています。</p> <p>○非定型うつ病、パニック障害、境界性人格障害などの新しい心の病が、若い世代を中心に増え、社会的不適応を起こす者が増加傾向にあります。</p> <p>○思春期、青年期、働く世代のメンタルヘルス対策の充実が急務です。</p>	
<p>【主な取り組み】</p> <p>○心の健康に関する各種相談、研修の機会を充実します。</p> <p>○メンタルヘルス不調者への気づきとそのサポート体制を整備します。</p> <p>○医療機関・学校・職場等の関係機関との連携を強化して取り組みます。</p>	

■標準化死亡比（平成 22 年～平成 26 年）

	悪性新生物	心疾患	脳血管疾患	肺炎	自殺	不慮の事故
男性	79.8	129.9	119.3	72.5	148.6	162.0
女性	87.2	139.0	104.3	73.3	149.0	143.4
総数	82.7	134.8	110.9	72.9	148.8	153.7

※標準化死亡比：死亡率は通常年齢によって大きな違いがあるため、異なった年齢構成を持つ地域別の死亡率をそのまま比較することはできない。そのため比較を可能にするために、標準的な年齢構成に合わせて、地域別の年齢階級別の死亡率を算出し、基準死亡率（人口 10 万対の死亡数）を対象地域にあてはめ、計算により求めた死亡数と実際の死亡数とを比較するものである。

今回は埼玉県を 100 としており、標準化死亡比が 100 以上の場合、県平均より死亡率が高いと判断し、100 以下の場合には死亡率が低いと判断する。

具体的な施策**④ 保健・医療連携体制の推進****【現状と課題】**

- 高齢化の進行に伴い、治療や介護にかかる社会的負担の増大が課題となっています。従来、疾病対策の中心であった一次予防^{*}、二次予防^{*}にとどまることなく、適切な治療により疾病の重症化を予防する三次予防^{*}の重要性が高まっています。
- 慢性疾患（生活習慣病）の発症背景には生活習慣が大きく関与しています。また生活習慣の行動変容ができないと治療効果が十分でない可能性もあります。特に生活習慣の行動変容が困難なかたについては、医療と保健が連携・協働した取り組みが効果的です。

【主な取り組み】

- 健康診査・レセプト等で抽出されたハイリスク者、未治療者、治療中断者に対し受診勧奨・保健指導を実施します。
- 医療機関と連携を図り、三次予防に重点を置いた対策を推進します。

※一次予防：病気になる前のいわゆる健康な時期に、栄養、運動、休養など生活習慣の改善等により、健康増進を図り、病気の発生を防ぐ予置をとること。

※二次予防：病気をできるだけ早く発見し、早期に治療を行うことで、病気の進行を抑え、病気が重篤にならないように努めること。

※三次予防：すでに治療中のかたが合併症を発症するなど疾患が重症化するのを防いだり、また病気が進行した後の後遺症の治療やリハビリテーションなどをする事。



具体的な施策**⑤ 地域医療体制の充実****【現状と課題】**

- 現在、秩父地域内の第二次救急医療[※]は、秩父市立病院、秩父病院、皆野病院の3病院が担当しています。平成26年の救急・救助統計によると、秩父圏域で発生した年間救急搬送件数は4,586人であり、その内75%にあたる3,424人を上記3病院が受け入れています。この状態を続けることは、医師・医療スタッフの過重な負担につながり、医療事故の発生、大量退職など医療崩壊につながる可能性があります。
- 分娩を取り扱う産科医療機関は、平成25年から秩父圏域内に1診療所のみとなっています。
- 高齢化が進み、各医療機関は急性期[※]・回復期[※]・慢性期[※]・在宅支援[※]等のさまざまな役割・機能が求められています。
- 高齢化の進行や疾病構造の変化により、医療需要がますます増加するなか、医師や医療スタッフ等の人材は不足しています。

【主な取り組み】

- 地域医療体制や救急医療体制の充実を図り、安心して医療が受けられる体制を整備するため、ちちぶ医療協議会による取り組みを引き続き推進します。
- 地域の医療機関との連携をさらに強化し、病診連携[※]、歯科連携、介護連携等の推進を図ります。

※第一次救急医療：入院治療の必要が無く、外来で対処が可能な軽症患者に対応する救急医療。

※第二次救急医療：入院治療や手術を必要とする重症患者に対応する救急医療。

※第三次救急医療：二次救急で対応できない、重篤な救急患者に対応する救急医療。

※急性期：急性増悪を含む発症間もない時期の患者に対し、当該患者の状態の早期安定化に向け、医療を提供するもの。

※回復期：急性期を経過した患者に対し、在宅復帰に向けた医療又はリハビリテーションの提供を行うもの。

※慢性期：長期にわたり療養が必要な患者を入院させるもの。

※在宅支援：居宅、特別養護老人ホーム、老人保健施設、その他医療を受ける者が療養生活を営む場所など、現在の病院・診療所以外の場所において提供される医療。

※病診連携：地域医療等において、核となる病院と地域内の診療所が行う連携。

推進する施策	2 子どもを産み育てやすいまちづくり
【基本方針】 誰もが安心して子どもを産み、楽しく子育てができる環境を整えます。	

具体的な施策	① 安心して楽しい育児の推進
【現状と課題】 ○出生数が年々減少するなかで、核家族化や地域のつながりの希薄化を背景に、子育てに不安を抱える保護者や児童虐待等の問題が増加しています。 ○子どもの数の減少により、身近な場所で子ども同士が遊ぶ機会が減少しています。 ○子どもを安心して産み育てることができる環境の整備が課題です。	
【主な取り組み】 ○子どもや親同士の交流の場を提供し、安心して、楽しく子育てができる環境を整えます。 ○発達段階に応じた遊びの機会を提供することで、子どもの人間性や社会性の向上を図ります。 ○地域全体で子どもを見守ることができる環境整備に努めます。	

【現状と課題】

- 共働き世帯の増加、核家族化の進行により、子育て支援に対する要望が高まっています。
- 多様なニーズに対応した保育サービス、放課後児童対策等の充実のため、町立幼稚園、私立保育園、学童保育所、子育て支援センター等の充実を図っています。
- 保育料の軽減、学童保育所保育料の無料化等を実施し、働く親、多子世帯の経済的負担の軽減に取り組んでいます。
- 病児・病後児保育、延長保育や入園時期の弾力化など、多様で良質な保育サービスの充実が課題です。

【主な取り組み】

- 子どもを気軽に預けられる場所の確保など、多様な保育ニーズに対応した子育て支援サービスの充実を図ります。
- ファミリー・サポート・センター*の周知・利用の促進を図ります。
- 仕事と生活の調和を図るワークライフバランス*の啓発に努めます。

※ファミリー・サポート・センター：地域の子育てを応援するため、育児の援助をしてほしい人と支援できる人とをつなぐ有償ボランティアによる会員組織。

※ワークライフバランス：「仕事と生活の調和」と訳され、仕事と生活を共存させながら、持っている能力をフルに発揮し、それぞれが望む人生を生きる働き方、生き方のこと。

具体的な施策

③ 子育て支援の充実

【現状と課題】

- 本町では、保育料の軽減、学童保育所保育料の無料化、1歳の誕生日まで紙おむつまたは粉ミルクを支給するなど子育て世帯への経済的負担の軽減に取り組んでいます。
- 子どもの遊びの場、世代間交流の場として、大型遊具が設置されたみ～な子ども公園を整備し、幅広い年齢層の子どもが利用しています。
- 子どもや子育て期の家庭をとりまく環境は、出生数の減少や核家族化、共働き世帯の増加等により大きく変化し、支援や見守りを必要とする家庭も増えています。
- 妊娠期から学童期、思春期と包括的に子育てを支援する仕組みが求められています。

【主な取り組み】

- 子育て家庭への経済的負担を軽減するための制度の充実を図ります。
- 地域における子育て支援ネットワークづくりを推進します。
- 要配慮家庭への支援の充実を図ります。
- 保護者が親として成長していく「親育ち」の過程を支援します。
- 幼稚園の機能や施設を活用した子育て支援の充実を図ります。



皆野学童保育所



み～な子ども公園

推進する施策	3 高齢者が元気で暮らせるまちづくり
【基本方針】 高齢者が住み慣れた地域で元気に自立した暮らしができ、医療や介護が必要になっても、最期まで安心して暮らせる地域づくりを推進します。	

具体的な施策	① 地域包括ケアの推進
【現状と課題】 ○一人暮らし高齢者や認知症高齢者が増加するなか、高齢者の見守りを支援する「み～なネットワーク」を構築し、支援体制を強化しています。 ○高齢者の価値観や生活スタイルの変化に伴い、生活課題も複雑かつ多様化し、より質の高い医療・介護サービスが求められています。 ○今後はさらに、高齢者を支える医療・介護専門職の不足が見込まれます。 ○過疎化が進み、地域コミュニティの維持が困難になっています。 ○地域の関係が希薄になり、町民同士の支え合いや助け合いが少なくなっています。	
【主な取り組み】 ○地域包括ケアシステム*を実現するために、中心的役割を果たす地域包括支援センターの機能強化を図ります。 ○専門職のみでなく、町民やボランティアの協力を得て、町民同士の支え合いの環境づくりを支援します。 ○町民やボランティアが主体となり、高齢者の居場所や交流を確保するため「歩いて」「気軽に」「いつでも」通えるサロンを創設します。	

※地域包括ケアシステム：住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援等が一体的に提供されるシステム。

具体的な施策**② 介護予防活動の充実****【現状と課題】**

- 要介護（支援）認定者数は年々増加し、特に 75 歳以上になると 3 人に 1 人は要介護（支援）認定を受けています。
- 要介護認定者の有病状況をみると、心臓病、筋・骨格系疾患、精神疾患、脳血管疾患、糖尿病等が多くなっています。
- できるだけ地域のなかで自立した生活を営むために、生活習慣病予防、介護予防施策の充実が重要です。
- 高齢者自らが元気で励まし合い、健康づくりを推進していく仕組みづくりが必要です。

【主な取り組み】

- 高齢者ができる限り元気で生活できるよう、効果的で質の高い介護予防事業を実施します。
- 若いうちから健康づくりの認識を高め、元気で若々しく高齢期を迎えられるよう、生活習慣病予防の観点から健康づくりを支援します。
- 高齢者が主体となって、経験や知識を生かし、高齢者自らが企画・運営できる介護予防を推進していきます。

具体的な施策**③ 介護サービスの適正な提供****【現状と課題】**

- 介護保険は高齢者介護を社会全体で支える仕組みとして平成 12 年度からスタートした制度です。
- 団塊の世代が 75 歳以上に達する平成 37 年を見据えて、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、生活支援サービスが切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの推進が必要となっています。
- 介護サービス事業所によるサービスの充実とともに、町民一人ひとりが介護を自分自身の問題として捉え、地域福祉の推進や、福祉を通じた地域づくりを進めることも重要です。
- 介護保険制度の周知と理解のもとに、利用者一人ひとりのニーズに対応した介護サービスの提供、サービス提供事業者・施設の確保と総合的・効率的なサービス提供の促進、介護予防の充実などによる保険財政の健全運営などが課題となります。

【主な取り組み】

- 第 6 期皆野町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、生涯にわたって地域で自立した生活を営めるよう各種サービスの充実等に取り組みます。
- 介護保険事務の効率化、保険料徴収率の向上を図るとともに、介護予防の取り組みなどにより、介護保険財政の健全運営に努めます。
- 介護認定審査会による公平・的確・迅速な要介護認定審査を促進します。
- 適切な介護保険サービス利用促進のため、地域包括支援センターと連携し、情報提供、相談、苦情などに対応する介護保険相談窓口の充実を図ります。
- 利用者一人ひとりの状況を総合的に把握し、ケアマネジメントによるサービス利用の調整、介護サービス計画（ケアプラン）作成、介護保険サービスの提供など、介護保険事業の適正な運用を促進します。

推進する施策	4 障害者（児）が生活しやすいまちづくり
【基本方針】 障害があっても住み慣れた地域で自立し、誇りを持って生活できるまちづくりを進めます。	

具体的な施策	① 療育体制の充実
【現状と課題】 ○発達のご案内になる子どもは増加傾向にあり、これらの子どもたちに対する早期療育や、多様化するニーズに対応した支援の充実が課題です。	
【主な取り組み】 ○発達のご案内になる子どもや障害者手帳を所持している子どもたちが、障害の特性に応じて、乳幼児期から成人期に至るまでより良い支援が受けられる体制を整備します。 ○保育園や幼稚園での統合保育や小・中学校での教育、進路相談体制等の充実により、障害の特性に応じた保育・教育体制の充実を図ります。 ○発達面に不安のある乳幼児と保護者等を対象に専門スタッフによる相談体制の充実に努めます。 ○町内の幼稚園や保育園、子育て支援センター、児童発達支援施設 秩父市星の子教室等と連携を図り、子どもの発達を包括的に支援します。	

具体的な施策**② 障害者（児）福祉の推進****【現状と課題】**

- 平成 27 年度の身体障害者手帳所持者は 336 人、療育手帳所持者（知的障害者）は 86 人、精神障害者保健福祉手帳所持者は 66 人です。本町には、障害者支援施設 カーサ・ミナノがあり、連携を図っています。
- 平成 28 年 4 月 1 日に障害者差別解消法が施行されるなど、障害の有無に関わらず、共に生きる社会の実現が望まれます。
- 福祉サービスの充実や安心して暮らせる「住まいの場」の確保、障害者の有する能力及び適正に応じ、障害者が自立した日常生活または社会生活などの支援が求められています。

【主な取り組み】

- 秩父地域の 1 市 4 町が委託している相談支援事業所の秩父障がい者総合支援センター フレンドリー、生活支援センター アクセス、秩父障がい者就労支援センター キャップ などとの連携により、専門的な相談支援体制の充実を図ります。
- 障害者の立場に立ったサービスの充実に努めます。
- 学校や地域での福祉教育の推進、障害者施設でのボランティアスクールなどにより、ノーマライゼーション*の理解を深め、障害者への差別や偏見のない、福祉のこころ豊かな地域社会づくりを推進します。
- 秩父地域の障害福祉に関する中核的な役割を果たす秩父地域自立支援協議会による取り組みを引き続き推進します。

※ノーマライゼーション：障害者が障害のない人々と一緒に普通に生活できるようにすること、あるいはそのような理念。

推進する施策	5 安心して暮らせるまちづくり
【基本方針】 生活困窮者など社会的弱者への自立を支援し、誰でも心身ともに健康で安心して暮らせるまちづくりを推進します。	

具体的な施策	① 医療保険制度の充実
【現状と課題】 ○平成 30 年度から国民健康保険の財政運営が各市町村から都道府県単位となり、運営の合理化、効率化、安定化が図られます。 ○医療保険制度は、町民の医療の確保と健康増進に重要な役割を担っていますが、高齢化の進行や医療の高度化により医療費は年々増加しています。 ○医療保険制度の適正運用と疾病予防、病気の早期発見・早期治療など増え続ける医療費を抑制する取り組みが必要です。	
【主な取り組み】 ○制度の適切な運用に努めるとともに、保険制度の正しい認識、理解に向けた取り組みを推進します。 ○疾病の早期発見や予防を促進することで医療費を抑制するとともに、保険税の収納率向上を図ることで財源を確保し、安定した医療保険制度の運営をめざします。 ○特定健診や特定保健指導の実施、人間ドック健診の促進などにより、疾病の早期発見や生活習慣の改善指導に努め健康の保持増進を図るとともに将来の医療費の抑制につなげます。	

■国保被保険者数と一人当たりの医療費の推移 (被保険者数:4月1日現在)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
被保険者数	3,370 人	3,293 人	3,253 人	3,209 人	3,058 人
一人当たり医療費	292,804 円	297,443 円	321,348 円	328,015 円	366,400 円

具体的な施策**② 生活困窮者の生活の安定と自立支援****【現状と課題】**

- 失業、病気、家族の介護などをきっかけに生活困窮に陥る人が増えています。
- 生活困窮が広がるなかで、家族などのつながりをなくして孤立化する人が少なくありません。
- 社会的孤立の拡大は、自立への意欲を損ない、支援を難しくしています。
- 生活保護制度に至る前の段階から、自立支援の強化に向けた体制の整備が必要です。

【主な取り組み】

- 地域のネットワークを強化し、いち早く生活困窮者の情報を把握する体制づくりを進めます。
- 生活の基礎となる健康の保持・増進、疾病の予防及び早期発見等について支援します。
- 生活困窮家庭の自立を図る就労支援、生活支援、経済的支援など、総合的な取り組みを推進します。
- 生活保護受給に至る前の段階からの相談活動や指導の充実に努めるとともに、家庭の実情に即した援護サービスを行います。

II

**豊かな心と
多彩な文化を
育むまち**

【教育・文化の向上】

Ⅱ 豊かな心と多彩な文化を育むまち 施策体系

推進する施策		具体的な施策	
1	確かな学力と 自立する力の育成	①	一人ひとりの学力を確実に伸ばす教育の推進
		②	基礎基本の定着と思考・判断・表現力を養う教育の推進
		③	キャリア教育・職業教育の推進
		④	グローバル化に対応した外国語教育の推進
		⑤	小・中学校9年間を一貫した教育の推進
2	豊かな心と 健やかな体の育成	①	幼児教育の充実
		②	全教育活動を通じた人権・道徳教育の推進
		③	生徒指導・教育相談の充実
		④	食育の推進
		⑤	生涯スポーツ・地域スポーツの推進
3	質の高い教育環境の整備	①	子どもたちの安全・安心の確保
		②	教職員の資質向上
		③	学習環境の整備・充実
		④	チーム学校づくり
4	伝統文化継承と 文化財保護・活用の推進	①	郷土芸能等の後継者の育成
		②	文化財の保護・活用
		③	文化・芸術活動の振興
5	「ひと」が輝くまちづくり	①	人権・同和対策の推進
		②	男女共同参画社会の実現
		③	国際理解教育・国際交流の推進

推進する施策	1 確かな学力と自立する力の育成
<p>【基本方針】 子どもたちの社会的自立に向けて、知・徳・体の成長の記録を共有・活用することにより、一人ひとり確実に伸ばす教育を推進します。そして、夢と志を持ち人生を切り開くことのできる人間の育成をめざします。</p>	

具体的な施策	① 一人ひとりの学力を確実に伸ばす教育の推進
<p>【現状と課題】</p> <p>○社会のグローバル化が進展するなか、人口が減少し、経済規模の縮小も懸念されるなど社会の変化は激しくなっています。本町においても、今後の社会を支える子どもの減少が見込まれ、一人ひとりの持つ能力を最大限に引き出すことの重要性が高まっています。</p> <p>○このような社会を生き抜くためには子どもたちが社会的に自立し、能力を発揮することがますます重要になっています。</p> <p>○一人ひとりに目を向けた教育を推進するために、国や県の学力・学習状況調査等から、個々の学力や学習状況を把握し、課題を解決するための指導方法を工夫改善していくことが求められています。</p> <p>○家庭との連携により家庭学習と授業との連携を図りながら、夢や志を持ちそれに向かって、主体的に学ぶ子どもたちを育成することが求められています。</p>	
<p>【主な取り組み】</p> <p>○「皆野っ子学力向上推進事業」として、自主学習ノートを活用した家庭学習と授業の連携による、個々の学習状況を見取り、支援することで一人ひとりの学力向上を図ります。</p> <p>○きめ細やかで質の高い教育の推進を図るため、町内各校の学校規模などの特性を生かしながら、少人数指導や習熟度別指導、補習学習など個に応じた学習指導を推進します。</p> <p>○学力向上推進委員会を中心に、国や県の学力・学習状況調査結果を活用し、町内の児童生徒の学力を分析するとともに、個々の支援の方法について有効な実践を研究します。</p> <p>○家庭と連携し、「皆野っ子学びウィーク」の取り組み等を通して、家庭学習の質・量を向上させていきます。</p>	

具体的な施策	② 基礎基本の定着と思考・判断・表現力を養う 教育の推進
<p>【現状と課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国や県の学力・学習状況調査等から、本町の子どもたちは、基礎基本の定着は図られているものの、思考・判断・表現力については、課題が見られています。 ○変化の激しい社会を子どもたちが主体的、創造的に生きていくためには、基礎的、基本的な知識や技能を確実に習得する必要があります。 ○学んだ知識や技能をさまざまな領域で活用して課題を解決するためには、必要な思考力・判断力・表現力と学びに向かう力を身に付ける必要があります。 ○学習指導要領に基づく教育課程の着実な実施とともに、学校における日々の授業を充実させるための授業改善などを進め、子どもたちに確かな学力を身に付けさせることが喫緊の課題となっています。 	
<p>【主な取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学力向上推進委員会を中心に、学んだ知識や技能をさまざまな領域で活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力と、学びに向かう力を育成するとともに、理解していること・できることをどう使うかを視点に学力向上推進策に取り組み、PDCAサイクル*での検証を実施します。 ○主体的・能動的に学習する児童生徒を育成するため、アクティブラーニング*を意識した授業を積極的に取り入れることができるよう、教職員の研修を推進します。 ○国や県の学力・学習状況調査結果の分析活用をより一層推進し、課題を明確にするとともに、課題の改善に向けて、授業改善および家庭学習の充実に向けた取り組みを推進します。 ○指導主事等による各種訪問や授業研究会、講師を招へいしての研修など幅広いニーズに応える各種研修を推進し、教職員の学びの場を設定することにより、各教科等の指導方法の工夫改善を図ります。 	

※PDCA サイクル：Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）のサイクルで取り組みを確認しながら物事を進めること。

※アクティブラーニング：教員からの一方向的な講義で知識を覚えるのではなく、子どもたちが主体的に参加し、仲間と深く考えながら課題を解決する学び。

【現状と課題】

- 産業構造の変化や雇用の多様化が進むなかで、子どもたちが「生きる力」を身に付け、主体的に自己の進路を選択・決定できる能力を高め、しっかりとした勤労観、職業観を形成し、さまざまな課題に柔軟かつたくましく対応し、社会人・職業人として自立できるようにする教育が求められています。
- 人は、他者や社会との関わりのなかで、さまざまな役割を担いながら生きています。このような役割を果たして活動する過程で、自らの役割の価値や自分と役割との関係を見いだし、自分らしい生き方を実現していくことが重要です。
- 子どもたちが、学校での学習や諸活動に積極的に取り組むことを通して、人との関わりのなかで自分の価値を見いだし、社会での職業や勤労について理解し、働くことについてしっかりとした認識を持てるよう、家庭や地域・企業と連携して指導・援助することが必要です。

【主な取り組み】

- 子どもたちが明確な目的意識を持って主体的に自己の進路を選択できる能力を身に付けられるよう、発達段階に応じた組織的・系統的なキャリア教育を推進します。
- 将来働くことについての意欲や関心が持てるように、学校、家庭、行政、地域などが一体となって実際の職場体験・ボランティア活動など地域での体験活動を推進します。
- 地域行事やイベントに児童生徒が積極的に参加し、社会とふれあう体験を通して、自己の役割と責任を果たし自己の生き方について考える機会づくりを推進します。
- 家庭・地域・事業所（産業界）・学校が連携し、社会のさまざまな世代のさまざまな主体が多様な形態で教育に関わることにより、将来に向けて視野を広げ、生きる意欲を高めます。
- 秩父地区中学校学力テストへの支援を継続し、中学生が主体的により適切な進路を選択できるよう、生徒と保護者から信頼される進路指導を進めるための資料収集を支援します。

具体的な施策**④ グローバル化に対応した外国語教育の推進****【現状と課題】**

- 現在、学校で学ぶ児童生徒が卒業し、活躍する世界の舞台は、多文化・多言語のなかで、国際的な協調と競争の環境のなかにあることが予想されます。
- 一人ひとりがさまざまな社会的・職業的な場面において、外国語を用いてお互いの考えを伝えあい理解しあうことが一層重要となります。
- グローバル人材を育てるには、①外国語を使用したコミュニケーション能力、②本町（日本）の文化の理解、③海外の文化の理解、④アイデンティティ^{*}の確立が必要となります。
- 外国語によるコミュニケーション能力の育成を意識した取り組み、特に「話すこと」および「書くこと」の学習を充実させ、習得した表現を生かす、環境づくりによる実践的な教育が必要となります。

【主な取り組み】

- 「幼稚園キッズ English」として、幼稚園にネイティブの外国人指導者を派遣し、英語で楽しく遊ぶ活動を実施し、英語に触れ、小学校でのスムーズな外国語活動につなげます。
- 「みな英語ランド事業」（体験型の外国語事業）として、インプット学習だけでなく、子どもが主体的に会話できるよう、アウトプット学習にも重点を置きながら、本町の文化を学び、外国人に伝えることにより、郷土愛を育むと同時に、海外の文化との違いを理解する国際理解教育を推進します。
- 「英語検定チャレンジ」として、中学生を対象に、英語検定を受検しやすい環境を整えます。

※アイデンティティ：自分が自分であることを自分が認めること。

【現状と課題】

- 少子化、情報化、グローバル化の進展など、社会の状況がさまざまに変化し、児童生徒に関する課題が多様化、複雑化しているなかで、本町においても、校種間の枠を超え、複数の学校で連携した課題解決の必要性が高まっています。
- 教職員が小・中学校それぞれの文化の違いを超えて、児童生徒を育てるという認識のもとに連携し、学力向上、生徒指導の充実を図るとともに、教職員の協働の視点から、指導内容や指導方法の改善を図っていくことが求められています。
- 小・中学校における教育については、ともに義務教育の一環を形成するものであり、9年間を見通して学習指導や生徒指導において互いに連携し、小学校から中学校へ教育のつながりを円滑なものにすることが期待されています。
- 小・中学校の教職員が9年間の教育活動を理解したうえで、自分の果たすべき役割を認識し、9年間のつながりを意識し、義務教育の目的、目標に掲げる資質、能力、態度等をよりよく養えるようにしていくことが必要です。

【主な取り組み】

- 小・中学校合同の研修会や授業研究会を通して、教職員が相互に学校文化の違いや小中一貫教育の必要性について認識を深めるとともに、課題や目標等を共有し、互いにパートナーシップをもとに協力するなど、教職員の意識をつなぐ取り組みを推進します。
- 児童生徒合同のボランティア活動や生徒による学習支援、部活動体験など、異学年児童生徒による交流を通して、他者を思いやる豊かな心を育むとともに、生徒との交流や中学校参観により、中学校進学への不安の軽減を図るなど、児童生徒の心をつなぐ活動を推進します。
- 小・中学校の教職員によるお互いの出前授業やティームティーチング※による指導を通して、中学校進学への不安の軽減や学習意欲の向上を図るとともに、小・中学校それぞれの指導内容や授業の進め方等について教職員の理解を深め、系統的な指導や授業改善を図ります。
- 小中一貫教育の推進に向けた校内体制を整備するとともに、9年間を見通したカリキュラム編成や家庭・地域との連携を深める具体的な方策について検討し実践します。

※ティームティーチング：複数の教職員が役割を分担し、協力し合いながら指導計画を立て、指導する指導方法。

推進する施策	2 豊かな心と健やかな体の育成
【基本方針】 子どもたちの豊かな心を育むため、幼・小・中の発達段階に応じて、体験活動を充実させるとともに、道徳教育、人権教育を一層推進します。また、健康の保持増進や体力の向上などにより、健やかな体を育成します。	

具体的な施策	① 幼児教育の充実
【現状と課題】 ○幼児の生活に関して、基本的な生活習慣の乱れなどの課題が指摘されており、幼児教育の重要性が高まっています。 ○幼児期の教育は、生涯にわたる人格の基礎を形成する大切な役割をしており、幼児の成長発達を促すためには、遊びや生活を通じた実体験の学びが大切です。また、小学校教育との円滑な接続を図るために、幼児の発達や学びの連続性を踏まえた取り組みを行うことが重要です。 ○小学校生活に適応できない「小1プロブレム」が問題となっており、幼・保・小における縦と横の十分な連携を図ることが課題となっています。 ○幼稚園は、地域の子育て支援の拠点として、その機能や施設を活用し、積極的に子育てを支援していく必要があります。 ○幼児理解を深めるとともに、幼児一人ひとりに対応した指導法の工夫や・改善を図ることが重要です。	
【主な取り組み】 ○幼稚園教育要領の内容を踏まえ、目の前の幼児の姿から、幼稚園において適切な環境を構成し、この時期に育みたい資質・能力「知識・技能の基礎」「思考力・判断力・表現力等の基礎」「学びに向かう力・人間性等」を遊びや生活を通しての総合的な指導を行うなかで一体的に育んでいきます。 ○就学へつながる「なめらかな接続」を連携・推進し、移行を円滑にするために、幼児の発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育を充実します。また、幼・保・小・中が連携した研修も、内容を充実させながら継続します。 ○子育ての目安「3つのめばえ」を活用し、家庭との連携・協力した幼児教育を推進するとともに、家庭教育力、教職員の資質・能力向上の充実を図ります。 ○幼児一人ひとりの望ましい発達を促す、幼稚園における「カリキュラムマネジメント」の充実を図ります。 ○幼稚園の機能や施設を活用した子育て支援の充実を図ります。	

具体的な施策

② 全教育活動を通じた人権・道徳教育の推進

【現状と課題】

- 家庭の教育力の低下や地域コミュニティの弱体化とともに規範意識の低下や人間関係の希薄化が指摘され、いじめ、虐待等の人権問題も発生しています。
- 子どもの発達段階に応じた正しい人権に関する知識と人権感覚を身に付けさせ、人権に配慮した態度や行動ができる子どもたちを育成することが求められています。また、基本的な生活習慣を身に付けさせ、規範意識を律しつつ、他者を思いやる心、感動する心など豊かな人間性を育む必要があります。そのためには、家庭と連携し、学校の教育活動全体を通じた人権教育、道徳教育の推進が求められています。
- 他者との関わりや社会自然環境のなかでのさまざまな体験が不足していることから、思いやりの心、豊かな人間性や社会性を育む体験活動が必要です。

【主な取り組み】

- 各学校において道徳教育を学校の教育活動全体を通じて行えるよう、道徳教育推進教師を中心とした指導体制づくりを推進します。
- 思いやりの心、豊かな人間性や社会性を育む体験活動を取り入れた学習の充実を図ります。
- 人権教育を積極的に推進する教職員を育成するため、教職員人権教育研修会の継続実施や内容の充実を図ります。
- 学校と地域、警察、福祉など関係機関と連携しながら、児童虐待の早期発見・早期対応を図ります。
- 家庭・地域と連携した人権教育・道徳教育を推進するため、学校教育と社会教育が連動した取り組みを推進します。



道徳教育研究発表会

具体的な施策**③ 生徒指導・教育相談の充実****【現状と課題】**

- 生徒指導は、学校がその教育目標を達成するための重要な機能の一つであり、児童生徒の人格の形成を図るうえで大きな役割を担っています。
- 生徒指導の基本は、生徒理解を深め、教職員と生徒との信頼関係および生徒相互の好ましい人間関係を育てることであり、そのために校内研修等を通じて一人ひとりの教職員が教育相談に関する技法や態度を身に付けることが求められています。
- 子どもたちの問題行動の予防や解決を図るためには、家庭と連携して一貫性を持った生徒指導体制を確立し、取り組みを進めることが必要です。
- いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得るとの認識のもと、学校や家庭、地域、関係機関が一体となっていじめを許さない意識を醸成するとともに、いじめを早期に発見し、徹底した対応に取り組む必要があります。

【主な取り組み】

- 児童生徒一人ひとりに対する理解に基づいた生徒指導を推進するとともに、問題行動発生時に組織的に対応する生徒指導体制の充実を支援します。
- 学校と地域、警察、福祉など関係機関との連携を図り、いじめや非行問題行動を未然に防止するため、地域のつながりを強くするとともに、問題が発生した場合の解決を図るための支援チームを編成します。
- 不登校防止対策として、さまざまな背景や理由に起因する不登校への状況に応じたきめ細かな対応を充実させるとともに、教育相談員、スクールカウンセラー※、スクールソーシャルワーカー※等の人材を活用した教育相談活動を積極的に推進します。
- 「皆野っ子三つのめあて」の取り組みによる学校・家庭・地域との連携を推進し、学校や家庭生活の基本となる「あいさつ・時間・整理整頓」について、ポスターやチラシ等により啓発を行い、児童生徒の基本的な生活習慣の確立を図ります。

※スクールカウンセラー：児童生徒の心の悩みに対応することを目的とする専門職。

※スクールソーシャルワーカー：児童生徒が学校や日常生活で直面する苦しみや悩みについて、児童生徒の家族や、友人、学校、地域に働きかけ、福祉的な手だてによって解決を支援する専門職。

【現状と課題】

- 食生活を取り巻く社会環境の変化に伴い、偏った栄養摂取、朝食欠食などの食生活の乱れが起こるなか、肥満傾向の子どもの増加など生活習慣病につながるものが懸念されています。
- 将来にわたって健康に生活していくためには、子どもに対する食に関する指導を充実し、正しい知識と望ましい食習慣を身に付けさせることが重要な課題となっています。
- 本町の学校給食センターでは、1日約900食を調理し、小・中学校・幼稚園へ配送しています。昭和55年に建設された当施設は老朽化が進んでいますが、施設・設備の改善や充実を図りながら、安全でおいしい給食づくりに取り組んでいます。
- 栄養バランスはもちろん、献立内容の充実、地場農林産物の活用などを進め、各教科においても学校給食が「生きた教材」となるよう努めています。

【主な取り組み】

- 学校給食や学校における食育を推進し、子どもの健全な食生活の実現および健やかな心身の成長を図ります。
- 望ましい食習慣により健康の保持増進が図られるよう、給食指導や各教科・特別活動・道徳等の教育活動全体を通して必要な時間を確保し、食に関する指導の充実に努めます。
- 地域の食文化に関わる体験活動などから、食生活が自然の恩恵や食に関わる生産者等の活動のうえに成り立っていることに理解を深め、育てる喜びや感謝の心を育むための食育を推進します。
- 学校給食に地場農林産物や郷土料理を取り入れた献立の実施に取り組み、地産地消^{*}を推進します。

※地産地消：地域生産地域消費の略語で、その地域で生産されたものをその地域で消費すること。

【現状と課題】

- 皆野スポーツ公園や町民運動公園、ふれあいプール・ホット、柔剣道場、弓道場、わく・ワクセンターなどを活用し、町体育協会と各種スポーツ団体などをはじめ、町民による健康づくりや仲間づくりが広がっています。
- 子どもから高齢者までがスポーツに親しむことができる環境の整備と、スポーツ施設の充実、スポーツ推進委員などの指導員の育成が求められています。
- 学校体育においては、体力向上推進委員会や、家庭・地域社会と連携しながら体力の向上と学校体育活動の充実が求められています。

【主な取り組み】

- スポーツ教室や体育大会などのスポーツイベントを通し、子どもから高齢者までがスポーツを楽しみ、いろいろな人との交流を行うなど、生涯スポーツの普及に努めます。
- 皆野スポーツ公園や町民運動公園、ふれあいプール・ホット、柔剣道場などのスポーツ施設を充実し、生涯スポーツの場として利用者の拡大を図ります。
- 学校体育では、体力向上推進委員会などと連携するとともに、積極的に運動に親しむ意識と主体的に体力の向上を図り、たくましい体と豊かな心を持った児童生徒の育成をめざし、余暇時間・自由時間をスポーツ活動に十分に活用できる環境づくりに努めます。
- スポーツ少年団活動の意義や必要性を町民に啓発し、地域に根ざしたスポーツ少年団の充実に努めます。



ちびっこ水泳教室

推進する施策	3 質の高い教育環境の整備
<p>【基本方針】 質の高い教育を推進するため、教職員の資質・能力を向上させるとともに、学校の組織運営の改善などを図ります。また、子どもたちの安全・安心の確保、危機管理体制の整備充実を図ります。</p>	

具体的な施策	① 子どもたちの安全・安心の確保
<p>【現状と課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○いつ起こるかわからない災害に備え、子どもたちが危機管理能力の基礎を身に付ける必要があります。また、学校における実践的な避難訓練を計画的に実施する必要があります。 ○現在もさまざまな避難訓練を実施していますが、今後、学校における危機管理体制のさらなる整備充実と教職員の危機管理能力の向上が必要です。 ○児童生徒の防犯や交通安全について、地域や関係機関と連携し、地域ぐるみの学校安全に取り組む必要があります。 <p>【主な取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○安全教育を推進するために全校での交通安全教室を実施し、交通安全の重要性の指導を実施しています。また、交通安全啓発物資を児童生徒に配付することにより、交通安全の意識を高めます。 ○学校の危機管理体制の整備・充実を図るため、学校の危機管理マニュアルの検証等を実施します。 ○関係機関と連携し、交通安全啓発看板の設置等を実施します。 ○家庭・地域と連携した防犯、安全教室を行い自然災害だけでなく、不審者等の対応訓練を実施します。また学校安全ボランティア研修会を実施することにより、危険箇所の把握と解決方法の検証を行い改善をめざします。 ○防災無線による見守り放送を実施し、地域住民に登下校の見守りを依頼します。 	

具体的な施策**② 教職員の資質向上****【現状と課題】**

- 次代を担う児童生徒一人ひとりを認め、鍛え育むためには、自らの職責と学び続ける教職員としての在り方を自覚しながら、個性を生かし、能力を発揮することが大切です。
- 世代交代が進むなかにあって、学校教育の質の維持向上を図るため、優れた指導力や高い使命感を持つ教職員の育成と確保が必要です。
- 学校における業務は多岐にわたることから、子どもと向き合うための環境づくりに常に努める必要があります。
- 心や体の健康の保持・増進など、教職員を支援することも必要です。

【主な取り組み】

- 人事評価制度の充実を図り、人事評価システムを適正に運用・活用することにより、公正な人事管理や、資質・能力の向上に努めます。
- 指導力の向上を図るため、指導主事等の訪問による指導・支援や今日的課題等についての指導力向上研修を企画し実施します。
- 児童生徒との信頼関係に基づく教育活動を推進するため、体罰禁止を徹底するなど倫理確立に努めます。
- 悩みを抱える教職員に対するケアなど、心身の健康の保持・増進を図り、教職員への支援に取り組みます。

【現状と課題】

- 学校施設の整備については、児童生徒の安全を確保するため耐震化が完了しました。しかし、建築後 30 年以上経過した学校では、老朽化による不具合や設備の故障が発生する可能性があります。
- 児童生徒が健康で快適に学習できる環境を整えるため、幼稚園・小・中学校の普通教室に空調設備を整備しましたが、普通教室以外への設置が課題です。
- 学校図書館については児童生徒の読書離れや教職員の業務負担などの改善として全校貸し出しシステムの電子化を行いました。
- 児童生徒の高度情報化社会への適応力や多角的・効果的な授業による学力向上を図るため ICT*環境の整備が必要です。
- 経済的に就学が困難な大学生などを支援するため育英奨学資金制度を行っています。

【主な取り組み】

- 学校施設点検調査を行い、老朽化した部分については緊急性や必要性などを検討し、計画的に維持管理を行います。
- 学校図書館図書標準の達成に向けた小・中学校の図書室の資料や、教育活動を充実させる教材の整備を行います。
- 児童生徒の情報活用能力を育成するため、タブレット端末の導入や校務ソフトの活用などソフト・ハード面の整備を推進します。
- 経済的に就学が困難な大学生などに育英奨学資金の支給を継続していきます。

※ICT：インフォメーション アンド コミュニケーション テクノロジーの略で、情報通信技術と訳される。従来の IT（インフォメーション テクノロジー：情報技術）に通信コミュニケーションの重要性を加えたもの。



具体的な施策**④ チーム学校づくり****【現状と課題】**

- これからの変化の激しい社会で、主体的に生きていく子どもたちを育成するためには、校長のリーダーシップのもと、教職員や専門スタッフ等が、児童生徒や地域の実態を踏まえた教育目標を達成するため、学校全体で地域と連携しながらチームとして取り組むことが求められています。
- 学校や教職員が担うべき業務の在り方や校務の進め方などの見直しを行い、「チーム学校づくり」の体制整備を進めることにより、教育以外の専門性を有する多様な職種が加わることで、学校の組織構造をより多様性のある組織に転換することが求められています。
- 教育目標実現のために、すべての教職員が学校の目標や運営方針等を理解・共有し、適切に役割分担することが必要です。そのためには、これまで以上に校長を中心とした学校の管理運営体制や、地域の教育力も含めた組織の調整機能の充実が必要です。

【主な取り組み】

- 学校の教育力を高めるための人的支援として、教育支援員や、非常勤講師を配置し、教職員の負担感を軽減させ、校長のリーダーシップのもと、教育目標実現に向けた教育達成への支援を図ります。
- 学校と地域、警察、福祉など関係機関との情報共有、行動連携等、各種関係団体との連携をより一層積極的に推進します。
- 学校応援団[※]との連携等により、地域の教育力を学校教育に積極的に活用します。
- 学生や町民の学習ボランティアの積極的活用により、授業や補習での個別支援を推進します。

※学校応援団：学校における学習活動、安全・安心確保、環境整備などについてボランティアとして協力・支援を行う保護者・町民による活動組織のこと。

推進する施策	4 伝統文化継承と文化財保護・活用の 推進
【基本方針】 地域の風土、昔ながらの風習、祭りや伝統文化など、郷土の優れた文化財や文化 芸能の保護・継承を図るとともに、地域の郷土愛を醸成し、地域活動の活性化や地 域コミュニティを深め、彩りのあるまちづくりを進めます。	

具体的な施策	① 郷土芸能等の後継者の育成
【現状と課題】 ○少子高齢社会、若者世代の人口流出などによって、地域を支える人材が不足する など、地域のつながりが希薄化しています。 ○地域に残る伝統行事や風習などの継承と後世への伝承が求められています。 ○郷土芸能の保存継承のため、使用する道具の維持・修復などが求められています。 ○獅子舞、神楽、人形浄瑠璃など郷土芸能の保存・活用と、後継者の育成が必要で す。	
【主な取り組み】 ○獅子舞、神楽、人形浄瑠璃などの郷土芸能の保存を図るため、補助金などを活用 し、使用する道具の修復・整備に努めます。 ○郷土芸能などの継承団体に無形文化財後継者育成交付金等を交付し、後継者の育 成を推進します。 ○郷土芸能の活用を図るため、秩父人形サミットの開催など、発表の機会の拡充に 努めます。 ○地域に残る伝統行事や失われつつある風習などの調査・記録を進めます。 ○後継者育成や郷土愛醸成のため、学校において秩父音頭、獅子舞、神楽などの郷 土芸能を学習資源として活用し、歴史や文化の伝承に努めます。	



出牛人形浄瑠璃



下三沢諏訪神社獅子舞

具体的な施策

② 文化財の保護・活用

【現状と課題】

- 本町には、平成28年3月1日、国指定天然記念物となった「前原の不整合」をはじめ、名勝・天然記念物「長瀨」、重要有形民俗文化財「秩父の山村生産用具」「荒川水系の漁撈用具」の5件の国指定文化財、「国神の大イチョウ」「円墳大塚古墳」「出牛人形浄瑠璃人形道具」など7件の県指定文化財、町指定文化財65件など、数多くの文化財が保存されています。
- 縄文時代からの埋蔵文化財も多数出土しており、調査保存のための体制を整備する必要があります。
- 文化財保護意識の浸透、また郷土愛醸成のため、文化財の保護・活用を推進する必要があります。

【主な取り組み】

- 国指定天然記念物「前原の不整合」について、県や関係市町と連携し、保存活用計画の策定を推進します。
- 文化財の啓蒙普及のため、文化財講演会などを開催します。
- 文化財の案内看板の充実や、駐車場の整備などにより、ハイキングコースや歴史散策の見学場所として活用を図ります。
- 文化財の所有者（管理者）との連携により、指定文化財の管理に対する援助に努めるとともに、未指定文化財の調査により、町指定文化財の追加指定を行います。
- 埋蔵文化財の調査体制を確立し、迅速な遺構・遺物の発掘・整理を図ります。



国指定天然記念物「前原の不整合」



県指定天然記念物
「国神の大イチョウ」

具体的な施策

③ 文化・芸術活動の振興

【現状と課題】

- 文化会館や皆野総合センターなどの文化施設を拠点として、各種文化団体やグループが活動しています。
- 子どもから高齢者まですべての町民が、歴史や優れた文化・芸術に触れ、楽しみ、生活に生かす、豊かな地域文化のまちづくりが求められています。
- 文化会館や皆野総合センターにおいて、文化講演会や文化芸術の鑑賞、教室や講座などを開催しています。
- 町民が身近な場所で、美術、音楽、演劇、舞踏などの文化・芸術を鑑賞し、自らも参加できる文化・芸術活動の場と機会の充実が望まれています。

【主な取り組み】

- 文化活動の拠点として文化会館や皆野総合センターの充実・活用を図り、町民の自主的・創造的な文化・芸術活動や交流活動を促進します。
- 町民が身近に優れた美術、音楽、演劇、舞踏などの芸術を楽しむことができるよう、国や県の芸術派遣事業等を積極的に受け入れるとともに、文化芸術体験事業など文化会館自主公演事業の拡充など鑑賞機会の充実に努めます。
- 文化会館や皆野総合センターを会場に、みんなの皆野ふれあいまつり、生涯学習の学級や講座、各種イベントなどを開催するとともに、町民の自主的・創造的な文化・芸術活動への支援を図り、発表機会の充実や町内外のかたがたとの文化交流を促進します。



文化芸術体験事業

推進する施策	5 「ひと」が輝くまちづくり
【基本方針】 一人ひとりが、正しい知識によりお互いを理解し合うことにより、すべての人が平等で差別のない、人間として尊重されるまちづくりを推進します。	

具体的な施策	① 人権・同和対策の推進
【現状と課題】 ○21世紀は「人権の世紀」といわれていますが、依然として同和問題をはじめ、子どもや高齢者への虐待、女性への暴力、インターネットを悪用した人権侵害などさまざまな人権問題が存在しています。 ○本町では、あらゆる人権問題の解決に向け、地域の実情に応じた人権教育及び人権啓発を積極的に推進してきました。このことにより、町民の人権に対する意識は確実に高まってきてはいるものの、社会全体のなかには、依然として偏見や理解不足から生じる差別意識が根強く存在しているのが現状です。 ○本町としては、あらゆる人権問題に対し、正しい知識による理解を深め、一人ひとりの基本的人権を尊重できる人間の育成と、差別のない明るい地域社会を創造するため、なお一層の人権教育・啓発を推進する必要があります。	
【主な取り組み】 ○同和問題をはじめ、女性や子ども、高齢者、障害者、在日外国人、HIV感染者などへの差別解消を図るため、家庭、地域、学校、職場などあらゆる場において、相手の立場に立って考えることのできる感受性豊かな人間性を育てる人権尊重のまちづくりを進めます。 ○さまざまな人権問題に対し、正しい知識と理解を深めるよう、研修会や講演会、学級・講座の開催、広報の活用など創意工夫し、各種啓発事業を進めます。 ○児童虐待などの問題に対し、民生委員・児童委員や関係機関などと連携し、早期に問題家庭への支援と児童の保護を図ります。 ○職場や地域でのセクシャルハラスメント [*] や家庭内暴力の防止に向けて、事業所や町民への啓発を行うとともに、関係機関と連携して相談体制の整備を図ります。	

※セクシャルハラスメント：相手の意思に反して不快や不安な状態に追い込む性的な言葉や行為のこと。

【現状と課題】

- 男女の立場を対等とし、性別に縛られず一人ひとりの個性と能力が発揮でき、互いに意見を出し合い、喜びや責任を分かち合う男女共同参画社会の思想は広く浸透してきました。
- 女性の社会進出はあらゆる分野で著しく拡大しているものの、依然として「男性は仕事、女性は家庭」といった固定的性別役割分担意識が根強く残っているため、これを解消し、男女共同参画社会に対する認識を深め、定着させるための広報・啓発活動を積極的に展開する必要があります。
- 就労機会などにおいては、結婚、出産、子育て期に就業を中断したり、育児休業を取得する女性は増えているものの男性は低いなど、男女間の取得率に差があり、仕事と生活の調和について考慮が必要です。
- 全国的に発生しているセクシャルハラスメントやドメスティックバイオレンス※などに対し、本町においても防止対策などに幅広く取り組んでいく必要があります。

【主な取り組み】

- 男女共同参画社会の促進のため、職場・地域社会において、男女平等を醸成するための啓発活動を推進します。
- 児童生徒が男女平等を身近な問題として認識し主体的に行動できるよう、学校教育においても、人権の尊重、男女の平等、男女相互の理解と協力について、教育活動全体を通じた組織的・計画的な指導を充実します。
- セクシャルハラスメントやドメスティックバイオレンスなどの防止のため、事業所や町民への啓発活動を行うとともに、相談体制の整備を図ります。

※ドメスティックバイオレンス：配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力のこと。

具体的な施策

③ 国際理解教育・国際交流の推進

【現状と課題】

- 日常生活の中で外国人と接する機会が増えています。異なる習慣や文化について理解し対応できる資質や能力を育成することが重要となります。
- ドイツ・ビュアシュタット市とスポーツ・教育・文化の交流を推進し、国際的視野を広めることを目的に国際交流事業に取り組んでいます。
- グローバル化に対応していくためには、国際的な感覚や視野を身に付けるとともに、外国語によるコミュニケーション能力の向上が重要となります。

【主な取り組み】

- 学校教育におけるグローバル化に対応した外国語教育と併せて国際理解教育を推進するとともに、外国人と町民の交流機会などを通じて、お互いが安心して生活がおくれる環境づくりに取り組みます。
- 外国人との交流機会や外国の歴史や文化に接することにより、国際的な感覚や視野を身に付けた人材育成を図るため、国際交流事業を推進します。



ドイツ・ビュアシュタット市との交流

Ⅲ

豊かな自然と 産業が息づくまち

【環境保全・産業振興】

Ⅲ 豊かな自然と産業が息づくまち 施策体系

推進する施策		具体的な施策	
1	美しいまちづくり	①	環境美化の推進
		②	地球温暖化対策の推進
		③	ごみの減量化・再資源化の推進
2	自然との調和がとれたまちづくり	①	自然保護思想の普及・推進
		②	自然との共生
		③	野生生物の保護と管理
		④	森林施業集約化の推進
3	「地元づかい」推進のまちづくり	①	地産地消の推進
		②	農産物の付加価値の向上
		③	「農」のある暮らしの推進
		④	“行きつけのお店”づくりの推進
4	つなぐ・つながる観光のまちづくり	①	他市町村と連携した回遊性の向上
		②	観光情報の集約と発信
		③	おもてなし意識の醸成
		④	ICT利活用基盤の整備
5	地域の特性に応じた企業誘致と創業支援	①	企業誘致の推進
		②	創業支援の充実
		③	若年者雇用の拡大
		④	がんばる企業の応援

推進する施策	1 美しいまちづくり
【基本方針】 緑豊かな自然環境を保持するとともに、国際的に問題となっている地球温暖化対策に取り組み、いつまでも綺麗な皆野町を存続します。	

具体的な施策	① 環境美化の推進
【現状と課題】 ○各行政区や各種団体による河川、水路、道路などの定期的な清掃活動により、美しい環境が保たれており、その活動の成果が現れ年々不法投棄ごみの量が減少しています。一方で従来から不法投棄の多い道路沿に加え、山林、河川など人目につきにくい場所では依然として不法投棄が行われ、環境の悪化を招いています。 ○本町の中心を流れる荒川の状況については、下水道の整備および、合併処理浄化槽への転換が進み平成12年以降は水質の汚れを示すBOD値 [*] が2mg/L以下を示しており、良好な水準で安定しています。 ○町内各地で町民による精力的な活動の結果、花の名所が増えてきている一方で、空き地、空き家など、人の手が入らない場所も増えてきており、景観や環境上の問題もあります。	
【主な取り組み】 ○県環境管理事務所や警察との連携を図りながら、山林、河川などパトロールを実施しごみの不法投棄やポイ捨ての防止に努めます。 ○行政区をはじめ各種団体、ボランティアなどによる清掃活動を支援し、町民参加による快適で美しいまちをめざします。 ○さまざまな機会を通して町民一人ひとりの環境に対する意識付けを行い、環境美化に対する意識向上に努めます。	

※BOD 値：水の中の微生物が必要とする酸素の量で、値が大きいほど水質は悪いといえる。環境基準—AA 類型 1mg/L、A 類型 2mg/L、その他 B～E 類型まで基準がある。環境基準では荒川の BOD は 2mg/L 以下と定められている。

■不法投棄防止パトロール回収量

(単位：kg)

ごみ種別	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
可燃ごみ	1,800	1,680	1,610	1,400	1,310
不燃ごみ	2,140	1,900	1,420	1,680	1,150
合 計	3,940	3,580	3,030	3,080	2,460

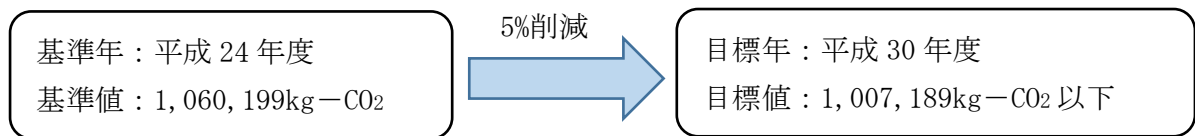
■荒川河川水質

(単位：mg/L)

BOD 値	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
夏季	0.5 未満	0.6	0.7	0.5	0.8
冬季	1.0	1.0	1.5	0.8	0.6

具体的な施策	② 地球温暖化対策の推進
<p>【現状と課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○温室効果ガスの抑制を目的に、国神学童保育所・皆野中学校への太陽光発電を導入し、再生可能エネルギーの活用に努めています。 ○公用車は低排出ガス車、ハイブリッド車、電気自動車の購入を推進しています。 <ul style="list-style-type: none"> ・公用車のエコカーの使用率 31.4%（平成27年度末） ○町内の防犯灯は消費電力の少ないLED灯へ更新が完了しており、省エネが図られています。 	
<p>【主な取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○皆野町地球温暖化対策実行計画に基づき、役場庁舎等からの温室効果ガスの排出抑制に努めます。 ○既存住宅へ太陽光発電と太陽熱温水器の設置を推進します。 ○温室効果ガスの削減には町民、企業等の協力が重要となるため、二酸化炭素削減について積極的に啓発し、地球にやさしいまちをめざします。 	

■第2次皆野町地球温暖化対策実行計画 二酸化炭素（CO₂）排出削減目標値



具体的な施策**③ ごみの減量化・再資源化の推進****【現状と課題】**

- 平成 25 年 4 月から施行された小型家電リサイクル法により、家庭から排出される電気製品の一部を再資源化することになりました。今まではごみとして扱われていた家電をリサイクルでき、ごみの減量化へつながりました。
- 新聞紙や雑誌等の有価物を、地域住民団体が収集し再生資源卸売業者へ引き渡し、資源の有効利用を進めています。しかしながら、少子化により主な実施団体である子ども会等の地域住民団体の減少が懸念されます。
- 家庭から排出される生ごみをたい肥化することにより、ごみの減量化を推進しています。
- 秩父広域市町村圏組合の最終処分場である秩父環境衛生センターは、ごみの減量化・再資源化の成果が表れ 平成 32 年 3 月まで埋め立て期間が延長されました。

【主な取り組み】

- ごみの減量化や分別については、環境衛生委員協議会とも連携し、各家庭へ周知していきます。
- 容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、小型家電リサイクル法など循環型社会関連法の整備に対し、秩父広域市町村圏組合との連携を図り、町民・事業者への徹底した取り組みを促進します。
- 一般廃棄物処理実施計画等の各計画にもとづき、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ります。
- 町民、事業者、行政が連携し、3R (Reduce : 減らす、Reuse : 繰り返し使う、Recycle : 再資源化する) の啓発、環境負荷の軽減を推進します。
- ちちぶ定住自立圏の事業として、各家庭、事業者等から持ち込まれた廃食用油で、バイオディーゼル燃料を製造し普及に努めます。

■ごみ排出量

(単位 : t)

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
可燃ごみ	2,766	2,836	2,776	2,826	2,592
不燃ごみ	216	213	204	325	210
資源ごみ	463	450	409	374	348
合 計	3,445	3,499	3,389	3,525	3,150

推進する施策	2 自然との調和がとれたまちづくり
【基本方針】 私たちの暮らしに欠くことのできない自然を敬愛し、自然の保護・管理・活用を通じて、経済と環境のバランスが取れた、人も自然も持続的に発展できるまちづくりを進めます。	

具体的な施策	① 自然保護思想の普及・推進
【現状と課題】 ○本町は、周囲を標高約 500～1,000mの山々に囲まれ、面積の約 7 割を森林・原野が占める緑豊かな町です。また荒川をはじめ、三沢川、日野沢川、小山川などの一級河川や多くの溪流が流れる水に恵まれた町でもあります。 ○この水と緑に恵まれた町に暮らす私たちは、ともすると自然の恵みを「当たり前なもの」「無限のもの」と錯覚してしまっていますが、本町でも自然の荒廃が確実に進行していることの認識と自然に対する意識の変化が求められています。 ○経済活動をはじめとする私たちの生活活動の多くは自然破壊につながりますが、これを止めることはできません。一方で私たちは、自然を思いやり破壊を最小限に抑えることや自然を再生することもできます。一人ひとりができることはわずかでもそれが集まれば大きな力となり、自然を守り残していくことができるということを理解する必要があります。	
【主な取り組み】 ○町民向けのハイキングや自然観察・体験会などを関係機関と連携して実施し、気軽に郷土の自然に触れられる機会を創出します。 ○地域や学校で取り組む植樹や緑化運動などを支援し、郷土の自然の保護や再生に携わる機会を増やします。 ○自然公園地域の保全活動への地域団体等の積極的な参加を促し、町民の自然保護意識の高揚を図ります。 ○建設・建築工事を中心に、事業の計画段階から、実施方法・工法・材料などについて、自然環境にやさしいものを優先して選択し各種事業を実施します。	

【現状と課題】

- 時に自然は牙をむき、私たちの生活を脅かします。その一方で、豊かな恵みも与えてくれます。こうした自然の多面性を理解し畏敬の念を抱くとともに、適切な利活用を通して、自然と共存・共栄を図っていく必要があります。
- 林業や農業も自然の利活用の一つですが、いずれも経営者の高齢化や後継者の不足などにより経営体数が減少しています。これに伴う山林の荒廃や耕作放棄地の増加をいかに防いでいくかが課題となっています。
- 自然を観光資源として利活用していくことも重要です。地域における花のある景色づくりや景観作物の栽培、景観支障木竹の除去などの取り組みを広げていくことが課題です。

【主な取り組み】

- 土砂災害や水害などの自然の脅威が身の回りにあることや、山林や田畑が自然環境のなかで果たす役割など、自然の多面性の周知に努めます。
- 地域で取り組む花のある景色づくりなどを支援して、良好な景観づくりと観光資源化を図ります。



良好な景観の形成（ポピー畑）



田植え体験

【現状と課題】

- 私たちを取り巻く自然は多様な生物からなっており、それぞれの生物は微妙なバランスを保ちながら生態系を維持しています。私たちは、自然を利活用するうえで、このバランスを崩さないよう細心の注意を払う必要があります。
- 失われた生態系の一部を取り戻そうとする取り組みも重要です。ホタルやカジカなど、かつては当たり前に見られたものの今では希少となった生物も多くいます。こうした生物の保護と生息環境の改善も課題となっています。
- 既存の生態系を保護する一方で、生息環境の変化により極端に数が増え、農林業に害をもたらす有害鳥獣の個体数管理も必要となっています。野生生物の保護と管理、そして農林業の健全な発展とのバランスを取ることが求められるようになっています。

【主な取り組み】

- 公共事業の施行にあたっては、計画段階から野生生物保護の視点を交え慎重に検討します。
- 豊かな自然環境の回復のため、ホタルなどの希少となった動植物を守り育てる活動を支援します。
- 電気柵などの鳥獣防護柵の普及を推進するとともに、農業者に対し有害鳥獣による被害を最小限に抑えるための正しい知識の普及・啓発に努めます。
- 狩猟免許取得・更新に係る負担軽減を図り、免許取得者と有害鳥獣駆除業務従事者の増加をめざします。
- 捕獲したシカやイノシシの食肉化と商品開発の取り組みを促進します。



有害鳥獣対策 サル被害対策説明会



広域防護柵設置

【現状と課題】

- 本町の面積の多くを占める森林は、木材の生産の他にも多くの役割を担っています。生物多様性の保全、CO₂の吸収、水源涵養・水質浄化、土砂災害防止・土壌保全などが代表的な例です。また、健全な森林は、美しい景観と森林浴などのレクリエーションを私たちにもたらしめます。
- 木材生産のために植林された人工林は、本町の森林面積の約6割を占めていますが、木材価格の下落による財産価値の低下と相対的に上昇した森林施業コストのため、主伐・間伐などの手入れが行き届かず荒廃が進んでいます。
- 荒廃した森林は、さらなる財産価値の低下を招くだけでなく、他の有用な役割も十分には果たせなくなり、災害の原因となる場合もあります。定期的な手入れによる健全な森林の維持とともに、人工林の伐採・出荷から再び植林に至るサイクルを取り戻すことが求められています。

【主な取り組み】

- 森林所有者に対し、間伐などの重要性と補助事業の情報提供・啓発に努め、森林施業を促します。
- 伐採期を迎えた森林の所在地等の情報を集約するなど、森林施業の集約化が実施しやすい環境を整え、定期的な実施を促進します。
- 人工林の表土流出防止や地力の向上、景観向上などに効果があるといわれる広葉樹を補植した針広混交林の研究を進め、普及を図ります。
- 観光資源として景観上重要な森林については、所有者の協力を得ながら間伐等の施業に努めます。



森林面積は町全体の約7割

推進する施策	3 「地元づかい」推進のまちづくり
【基本方針】 私たちが暮らす地域で育った農産物や林産物、木材などを地元で消費する地産地消。店主と気軽に話をしながら買い物や食事ができる行きつけの店。顔の見える安心感と、地域経済循環の大きな力となる「地元づかい」を推進します。	

具体的な施策	① 地産地消の推進												
【現状と課題】 ○地産地消は、生産場所と消費場所の距離が近いことから、・新鮮なものが手に入る ・輸送費が少なく安価 ・輸送に伴う CO ₂ 排出が少ない ・地域の食文化の伝承 ・地域経済の循環など多くの利点があります。 ○本町における地場農林産物の販売チャンネル*は、決して多くなく地産地消が活発に行われているとはいえません。一因として、生産者と消費者の間に意識のズレがあることがあげられます。													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">生産者の意識</th> <th style="width: 33%;">商品の現状</th> <th style="width: 33%;">消費者の意識</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>需要量の過小評価 (売れ残りの懸念)</td> <td>少量のみの出荷</td> <td>品物が少ないと感じる</td> </tr> <tr> <td>包装技術や出荷基準が甘い</td> <td>荷姿が良くない 品質が低い</td> <td>良い商品に見えない</td> </tr> <tr> <td>消費者にも商品知識がある</td> <td>利用方法など説明不足</td> <td>よくわからない物は 買わない</td> </tr> </tbody> </table>		生産者の意識	商品の現状	消費者の意識	需要量の過小評価 (売れ残りの懸念)	少量のみの出荷	品物が少ないと感じる	包装技術や出荷基準が甘い	荷姿が良くない 品質が低い	良い商品に見えない	消費者にも商品知識がある	利用方法など説明不足	よくわからない物は 買わない
生産者の意識	商品の現状	消費者の意識											
需要量の過小評価 (売れ残りの懸念)	少量のみの出荷	品物が少ないと感じる											
包装技術や出荷基準が甘い	荷姿が良くない 品質が低い	良い商品に見えない											
消費者にも商品知識がある	利用方法など説明不足	よくわからない物は 買わない											
○積極的な生産情報の開示などにより、生産者と消費者双方の意識のズレを補うとともに理解促進を図り、両者の心理的距離を縮めていく取り組みが求められています。													
【主な取り組み】 ○各種イベントや学校教育を通じて、地場農林産物への理解を深める取り組みを推進します。 ○生産者に対し、生産履歴の記録による安全・安心の確保や美しい荷姿・良品の出荷など、町民に抵抗なく地場農林産物を購入してもらうための知識・技術の普及・啓発に努めます。 ○町内外の小売店や飲食店と生産者をつないで地場農林産物の取扱店舗を増やし、購入・喫食機会の増加に努めます。 ○学校給食の食材に地場農林産物を優先して使用したり、郷土の特色ある食材をメニューに取り入れるよう努めます。													

【主な取り組み】

○県産木材を使用した住宅建築などに対する補助制度の周知と利用促進に努めます。

※販売チャネル：消費者が商品を購入する場所、販路。



道の駅「みなの」 地元農産物の直売

知ってた？ 給食のぶどうは皆野町産！

今日の給食のぶどうは、巨峰（きよほう）という種類で、皆野町の農家が作りました。おいしかったですか？

住んでいる地域でとれたものを食べることは、「地産地消（ちさんちしょう）」といって人にも自然にもやさしい食べ物のとり方です。

ぶどうのほかにも「皆野町産」を探してみよう！

お問い合わせ：秩父ぶどう皆野観光組合事務局
(JAちぶ皆野支店 でんわ 62-1240)

地産地消 学校給食カード（ぶどう）

具体的な施策

② 農産物の付加価値の向上

【現状と課題】

- かつて本町の主要な産業であった農業は、年々従事者・販売農家数とも減少しています。原因の一つとして、出荷までに要する経費と労力に対し収入が少なく“商売にならない”ことがあげられます。
- 農家の収入増加には、需要のある市場とそれに応えられる品質の農産物の栽培に加え高単価商品の販売が必要ですが、皆野農産物直売所が道の駅化以降売り上げを伸ばしていることから、ある程度の市場は確保されつつあると考えられます。
- 付加価値の付いた高単価の農産物の販売のため、高需要で希少性のある作物の栽培や、加工品開発に取り組む必要があります。

【主な取り組み】

- 畑ワサビやぼろたん*など消費者の関心が高く、高単価が期待できる作物の生産を奨励し特産地化を図るとともに、関係機関と連携して研修を実施し品質の維持・向上を図ります。
- 農林産物の販路拡大や農商工連携、加工品開発に取り組む団体等を支援し、高単価商品の販売促進を図るとともに、原材料となる農林産物について、生産者からの全量買取に取り組むよう促します。
- 農業団体や商工会、観光協会などと連携し、観光農林業の育成に努めます。

※ぼろたん：平成18年に発表された栗の品種。果実に切れ目を入れ加熱すると、鬼皮と渋皮がきれいにむける画期的な栗。果実は30g程度と大きく、果肉の黄色と香りが強いのが特徴。



道の駅「みなの」での『ぼろたん』販売



畑ワサビの苗木

【現状と課題】

- 高齢化や後継者の不足等による耕作面積の減少は、耕作放棄地の増加に直結します。
- 農地が耕作されず耕作放棄地となると、食糧生産機能だけでなく、水源の涵養、良好な景観の形成など農地が持つ多くの機能を失うとともに、有害鳥獣の隠れ場所となるなど他の問題も引き起こします。
- 耕作放棄地を解消していくには、農地の利用集積による意欲ある農業者の経営拡大が効果的といわれていますが、本町の農地の状況から実現は難しいと考えられます。
- 本町における耕作放棄地の解消には、農地を耕作することに対し物理的・心理的障壁をなくして農業を身近に感じ、農地を保有している人もそうでない人も気軽に農業に親しめる環境づくりが必要です。

【主な取り組み】

- 緑の学校ファーム活動などを支援し、子どものうちから農業を体験する機会の増加を図り、地元農業の理解促進に努めます。
- 数年後に退職が見込まれる世代に向け、研修や果樹の苗木のあっせんなどを行い、退職時にスムーズに就農ができるよう支援します。
- 明日の農業担い手育成塾の充実や住居の確保の支援など、I・J・Uターン*などの移住者が就農しやすい環境を整備し、新規就農者の増加を図ります。
- 農地中間管理機構等の活用を通じ、農地の利用集積に努めます。
- ふるさと農園のPRや施設整備を進め、より多くの町民や二地域居住者が気軽に農作業に親しめる環境を整えます。

※Iターン：地方から地方へ、都市から地方へ移住すること。

※Jターン：地方から都市へ移住し、地方に近い都市等に移住すること。

※Uターン：地方から都市へ移住した後、戻り住むこと。



明日の農業担い手育成塾 研修場



緑の学校ファーム

【現状と課題】

- 本町の個人商店等では、経営者の高齢化と後継者の不足、そしてこれに伴う事業規模の縮小傾向が顕著ですが、その大きな要因は、収益が減少し後継者を育成する余裕が失われつつあることと考えられます。
- 旧来町民の生活を支えてきた商店の減少は、町内の活気の低下だけでなく買い物弱者と呼ばれる高齢者などの生活に大きな影響を与えるほか、地域経済の衰退に直結します。
- 個人商店等は、限られた品目しか扱わないことが多く消費者にとって不便な面もある一方、専門店としての品揃えや品質、商品知識など多くの魅力があります。
- 町民が地元の商店等の魅力を十分に知り、活用し、買い支える環境づくりを進め、地域経済の衰退を防いでいくことが課題となっています。

【主な取り組み】

- 町民に対し地元商店利用の魅力・メリットを周知するとともに、地元商店の紹介・体験イベントを関係機関と連携して実施し、地元商店利用のきっかけづくりを進めます。
- 若手経営者など意欲ある店主や後継者の自立的な取り組みを支援し、より多くの町民が利用しやすい体制づくりを促します。
- 地場農林産物の取扱店舗を増やし、食材納入者（生産者）と商店の結び付きを密にし、互いに顧客になるような仕組みづくりに取り組みます。
- 誰もが、観光客や町外のかたに自分の行きつけの店を紹介・つなぐことができる、“町民オール案内人”のまちをめざします。
- 公共交通機関等と連携し、買い物弱者のための拠点づくりや宅配の開始など、地元商店ならではのサービス構築を検討します。



皆野横丁

推進する施策	4 つなぐ・つながる観光のまちづくり
【基本方針】 増加している秩父地域への観光客を町内に呼び込み、商業・観光業の活性化を図るため、近隣市町村等と連携した情報発信や基盤整備など受け入れ態勢の強化を推進します。	

具体的な施策	① 他市町村と連携した回遊性の向上
【現状と課題】 ○平成 26 年から運営体制を整備し本格的に取り組んできた彩の国ふれあい牧場のポピーは、平成 28 年には約 6 万人ものかたが訪れ重要な観光資源に成長しましたが、その観光客を町内商業・観光業の活性化につなげることが十分にできていません。 ○ポピーやハイキング対象となる山々を除くと、本町の観光資源は地理的・季節的に点在しているため、本町単独で観光目的地として観光客のニーズを満たすことは難しい状況です。 ○市町村の枠を超えて観光資源をつなぎ補完し合いながら、秩父地域全体で観光客のニーズに応えていく観光パッケージ（周遊ルート）の提案が課題となっています。	
【主な取り組み】 ○一般社団法人秩父地域おもてなし観光公社や公共交通機関等と協力しながら、本町を含む秩父地域の観光パッケージ（周遊ルート）の開発を進め、広く PR に努めます。 ○本町と近隣市町村の観光資源のうち、花や食べ物などの共通のものを関連付け、相互 PR やパンフレットの共同作成に努めます。 ○既存の観光資源と組み合わせて回遊性を高められる資源の開発や掘り起し、整備に努め、観光客の滞在時間の延長とこれに伴う町内での消費促進を図ります。	



天空のポピー

具体的な施策

② 観光情報の集約と発信

【現状と課題】

- 本町の観光情報の発信は、観光協会・ポピーまつり実行委員会のホームページとパンフレット・ポスターなどの紙媒体により行われていますが、即時性に欠け閲覧者のニーズに応えきれれていません。
- 現在、町、観光協会、商工会などが各組織独自に広報をしていますが、観光客や町民には「皆野町（のもの）」としか認識されないことから、各組織間のPR情報の集約と発信が必要です。
- 本町は秩父地域の観光において、突出した知名度や観光資源を有しているわけではないため、本町単独の広報能力には限界があります。秩父地域全体の観光PRを担う秩父地域おもてなし観光公社の強力な集客・広報力を活用し、“秩父の一員”として本町の観光資源をPRしていく取り組みが必要です。

【主な取り組み】

- 関連ホームページのタイムリーな更新とともに、手軽に情報が更新できる SNS※を活用し日々の新鮮な情報の提供に努めます。
- 関連団体・組織と情報を共有し、「皆野町」の情報として集約したうえで、発信する体制を整えます。
- 秩父地域おもてなし観光公社の広報機能強化を促し、より多くのかたが本町の情報に触れる機会を創出し観光客の誘致に努めます。

※SNS：ソーシャルネットワーキングサービスの略で、登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。



破風山クラブ



駅前パンフレットラック

具体的な施策**③ おもてなし意識の醸成****【現状と課題】**

- 近年外国人を含む秩父地域への観光客が増加していますが、本町の受け入れ態勢は十分とはいえません。施設整備などハード面はもちろん、観光客を受け入れる町民の意識の変化も必要です。
- 観光客の来町と滞在により町内商業・観光業の活性化が期待されますが、単に経済的な期待だけの受け入れでは、観光客の定着は難しいと考えられます。商業・観光事業者はもちろん、町全体で来訪者を心からもてなし、楽しんでもらう気持ちを持つことが必要です。
- 初めて本町を訪れる観光客にとっては、すべてが未知のものです。安心してまち歩きができる案内表示や入りやすいお店づくり、店頭メニュー表示などにもおもてなしの心づかいが必要です。

【主な取り組み】

- 安心してまち歩きができるよう、外国人も含めた来訪者の視点に立った案内表示等の整備を進めます。
- 関係機関と連携して「おもてなしの心」や入りやすいお店づくりなどを実践する人材を育成し、来訪者に気持ち良く皆野町を楽しんでもらう体制づくりを進めます。
- 秩父地域おもてなし観光公社と連携し、各事業者の外国語メニュー等の作成を促し、外国人観光客の受け入れ態勢整備を進めます。

具体的な施策**④ ICT 利活用基盤の整備****【現状と課題】**

- 近年旅行の形態は、団体旅行から個人旅行へ、発地型観光から着地型観光[※]へとシフトしてきています。こうした傾向に加え、観光客の多くは旅行目的地の情報を目的地到着後にもインターネット経由で得ようとしています。
- インターネット経由で情報を得る場合、求めている情報がインターネット上にあることと、通信環境が整備されていることの2つが必要です。このことから、最新の観光情報をより多く提供し続けるとともに、町なかでの通信環境確保のためフリーWi-Fi スポットの整備が求められています。
- 特に日本国内の通信キャリアを持たない外国人観光客は旅行先での通信に苦慮するため、フリーWi-Fi スポットの整備は本町でも急増している外国人観光客の対応に欠くことができません。

【主な取り組み】

- 関係機関と連携し、観光スポットや町中心部のフリーWi-Fi スポット整備を進めます。
- 町からの情報発信だけでなく、SNS を活用して商業・観光事業者や観光客からも最新情報の提供ができる仕組みづくりを検討します。

※発地型観光：旅行者の出発地（の旅行会社）が企画・運営し、旅行者を目的地へ誘導する形態の観光。

※着地型観光：旅行者の受け入れ地が企画・運営するその土地ならではの魅力を味わう形態の観光。

<p>推進する施策</p>	<p>5 地域の特性に応じた企業誘致と 創業支援</p>
<p>【基本方針】 典型的な中山間地である本町においては、工業団地の造成や企業誘致適地の確保が地理的に難しい状況です。皆野寄居有料道路などの既存インフラや自然環境を生かせる企業の誘致や、創業支援に取り組めます。</p>	

<p>具体的な施策</p>	<p>① 企業誘致の推進</p>
<p>【現状と課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本町においては、製造業を中心に近隣工業団地等への転出が進むなど、企業数、従業者数とも減少していますが、地理的条件から工業団地の造成等は困難です。 ○本町には、西関東連絡道路の一部である皆野寄居有料道路のインターチェンジが2か所あるほか、大都市部に比べ「空いていて速度が速い」といわれる光通信網が町内全域をカバーするなど、特定の条件下では企業に有利な面もあります。 ○既存のインフラや山、川が豊富な自然環境を生かせるサービス業等も視野に入れ、規模を問わず幅広い業種の企業に対して進出を働きかける必要があります。 	
<p>【主な取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○良好なインターネット環境を生かしたテレワーク型企業、地域資源を活用したレジャー産業、豊かな自然に癒しを求める福祉・介護事業所など、企業誘致には不利ともいえる本町の諸条件を逆手にとる企業の誘致を進めます。 ○テレワーク型企業等比較的小規模な事業所の誘致にあたっては、町有施設の貸し出しや空き家のあっせん等も視野に入れ支援に努めます。 	

具体的な施策**② 創業支援の充実****【現状と課題】**

- 平成 26 年 3 月に秩父地域 1 市 4 町が共同で、産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画の認定を経済産業大臣から受けました。この計画に基づき、創業塾の開催や伴走型支援など、創業前から創業後までのサポート体制をとっています。
- 本町において創業に至る者が少ない現状から、創業希望者個々の実情に応じたよりきめ細かいサポート体制が必要とされています。
- 創業にあたっては、一定程度以上の需要が見込める市場が不可欠です。創業支援と同時に、既存商工業の支援等により本町に“にぎわい”を取り戻す取り組みが不可欠です。

【主な取り組み】

- 1 市 4 町の共同事業の充実を図るとともに、商工会と連携し専門家による各種の講習や個別指導を充実させ、創業サポートを推進します。
- 地産地消や行きつけのお店づくりの推進により、町内の需要を拡大し地域経済の循環を図ることで、本町に“にぎわい”を創出するよう努めます。

具体的な施策**③ 若年者雇用の拡大****【現状と課題】**

- 本町を含む秩父地域においては、新規学卒者の雇用が少ないことが若者の転出を招き、それが子育て世代の減少と少子高齢社会の進行を招いています。
- 若年世代を本町に留めるとともにUターン等を促し、人口構成を適正化していくためにも、新規学卒者や若年世代の雇用拡大は喫緊の課題です。

【主な取り組み】

- 町内企業のみでの雇用拡大にこだわらず、秩父地域、県北地域までを含めた広域的な視野で雇用機会を得て、“皆野に住んで”働くスタイルを推進します。
- “皆野に住んで”働く人を応援するため、通勤に係る負担の軽減制度や、転入者の就職を応援する制度の創設を検討します。
- 関係機関と連携して職業訓練機会の増加とその周知、広報に努めます。
- 本町を管轄するハローワーク秩父を含め、近隣のハローワークの求人情報の周知、広報に努めるなど、雇用に関する情報を積極的に提供します。

具体的な施策**④ がんばる企業の応援****【現状と課題】**

- 完全な不況とはいえないものの低迷感が支配的な景況が続くなか、町内企業は厳しい経営を迫られていますが、創意工夫と自助努力でがんばっています。
- 本町でも、設備投資や運転資金に充てた融資の利子補給を行うなど、経営環境改善の支援を行っていますが、根本的な解決には至りません。
- 企業のなかには、県知事による経営革新計画の認定を得て、新製品の開発や新しい事業の立ち上げなどに取り組んでいる事業所も少なくなく、こうした努力が町の経済と雇用を支えています。
- 町内の“がんばる企業”を応援し、企業とそこで働く労働者の雇用を守っていく取り組みが必要です。

【主な取り組み】

- 一定の条件に該当する融資について、利子補給を行い中小企業の経営環境改善を図ります。
- 転入者を新たに雇用した企業に対する報奨制度の創設を検討します。
- 地場産品を活用しようとする企業と生産者とのマッチングを支援します。
- 町内企業が取り組む特徴的な産業などを中小企業地域資源活用促進法に基づく地域資源として登録し、補助金の受給や新たな事業展開への支援に努めます。
- ちちぶ定住自立圏の取り組みとして、地域内の経営者のニーズ調査・分析及び効果的な経営支援について検討します。

IV

**安全で快適な生活が
実感できるまち**

【生活基盤の整備】

IV 安全で快適な生活が実感できるまち 施策体系

推進する施策		具体的な施策	
1	町民の「生命」・「身体」・ 「財産」を守るまちづくり	①	防災対策の充実
		②	消防・救急・救助体制の充実
		③	防犯対策の充実
		④	危機管理体制の充実
2	人も車も安全な道路・ 交通環境の整備	①	生活道路の整備と管理
		②	誰もが利用しやすい公共交通の推進
		③	交通安全対策の充実
3	快適な生活基盤の整備	①	安全・安心な水の供給
		②	下水道整備の推進
		③	合併処理浄化槽の普及促進
		④	中心市街地の整備

推進する施策	1 町民の「生命」・「身体」・「財産」を守るまちづくり
【基本方針】 災害や犯罪から町民の「生命」・「身体」・「財産」を守るため、町・町民・関係機関が一体となって、防災・防犯対策の充実を図ります。	

具体的な施策	① 防災対策の充実
【現状と課題】 ○土砂災害警戒区域等の指定により、山間地域ではこれまでの避難所が土砂災害の指定避難所として開設できない状況になっています。土砂災害に対応できる指定避難所の検討が急務となっています。 ○土砂災害や大雪時には、道路の寸断による孤立世帯の発生や交通の混乱などが懸念されています。そのため、被災道路が迅速に復旧できる体制整備が必要となります。 ○災害に強いまちづくりのため、先進事例の導入を積極的に検討していく必要があります。 ○自主防災組織は、27行政区すべてに組織されていますが、組織の高齢化が進んでいます。そのため、組織の防災機能を維持する支援が必要とされています。 ○自主防災組織との連携強化を図るとともに、災害時における応急活動などについて合同防災訓練等を実施するなど、災害に備える必要があります。	
【主な取り組み】 ○皆野町地域防災計画に基づき、防災対策や災害復旧活動が円滑に実施できる体制づくりを図ります。また必要に応じて防災会議を開催し、皆野町地域防災計画の見直しや、災害対策の高度化を図ります。 ○皆野町地域防災計画の防災訓練計画に基づき、防災関係機関や自主防災組織等と連携して防災訓練を実施します。 ○道路・橋・上下水道施設の耐震性・防災性を高め、ライフラインの強化を図ります。 ○山間地域における土砂災害に対応した指定避難所の確保を図ります。 ○食料・生活必需品および防災用資機材など備蓄品を整備するとともに、関係事業所との防災協定の締結を推進します。 ○地域防災の要である自主防災組織の育成・強化を図り、町民一人ひとりの災害時の役割分担を明確にするとともに、地域のリーダーとなる人材の育成を推進します。また自主防災組織で実施する防災訓練や資機材の整備を推進します。	

具体的な施策

② 消防・救急・救助体制の充実

【現状と課題】

- 秩父消防本部は、4分署の再編整備が完了し、消防・救急における集約化と高度化が図られました。
- 消防団は、再編計画に基づく組織の再編とそれに伴う詰所・車両の更新が平成29年3月に完了し、施設整備と機能強化が図られました。
- 消防団では、団員の減少や高齢化、サラリーマン化の一途をたどっています。有事における消防活動への団員不足が懸念されており、女性を含めた団員の確保と、OB隊の組織強化などを図る必要があります。
- 消防水利では、防火水槽の老朽化に伴う更新や、新たな住宅地の形成による消火栓の新設など、計画的な整備が求められています。
- 金崎ヘリポートでは、隣接地の開発が進み、防災ヘリコプターなどの通常運航における離着陸が一部制限されています。こうしたことから、ヘリポートとしての条件整備が求められます。

【主な取り組み】

- 秩父消防本部、秩父広域市町村圏組合構成市町と連携し、消防・救急・救助体制の充実を図ります。
- 消防団では、若年層および女性の入団を促進し団員確保に取り組みます。またOB隊の活動内容を拡大し消防力の強化を図ります。
- 防火水槽については、皆野町施設・設備更新計画に基づき整備します。なお、道路用地等を有効活用した防火水槽の設置に取り組みます。
- 消火栓については、秩父広域市町村圏組合水道局と調整のうえ計画的に整備を進めます。
- 秩父消防本部・消防団・自主防災組織が連携し、広報活動などを通じて町民の防火意識の高揚を図ります。
- 金崎ヘリポートについて、防災ヘリコプターなどが通常運航における離着陸ができるよう条件整備に取り組みます。



自主防災組織による炊き出し訓練



消防団第5分団詰所

具体的な施策

③ 防犯対策の充実

【現状と課題】

- 防犯対策の一環として安全・安心な環境づくりのため、平成 24 年度に町内の防犯灯の LED 化への更新を行いました。しかし、町民アンケート調査では防犯灯の増設を望む声が多いことから整備を進める必要があります。
- 自主防犯組織は平成 28 年 5 月 30 日現在 39 団体が組織されており、日々町民による防犯パトロールが行われています。今後も地域の安全を守るため継続的な活動が重要となります。
- 巧妙化、多様化する振り込め詐欺は高齢者を中心に依然として被害が後を絶たない状況にあり、引き続き予防啓発活動が重要となります。
- 児童生徒の安全確保に向けて、自主防犯組織、学校などとの連携強化が課題となります。
- 適正に管理されていない空き家に関する相談が増えています。空き家の倒壊や不審者の侵入など地域住民への悪影響が懸念されています。

【主な取り組み】

- 町民からの要望に基づき、必要箇所への防犯灯の整備を推進します。
- 自主防犯組織の強化に向けて、パトロールの際に使用する資機材の整備を支援します。
- 振り込め詐欺への対策として、自主防犯組織や警察と連携し、犯罪の未然防止、町民の防犯意識の啓発に努めます。警察や町民から情報が寄せられた際は、即座に防災行政無線、安心・安全メールを活用し、町民への注意喚起に努めます。
- スクールガード・リーダー※、学校安全ボランティア、学校などと連携を図り、登下校時の児童生徒の安全体制整備に取り組みます。
- 地域の安全・安心な暮らしを守るため、空き家対策を推進します。

※スクールガード・リーダー：学校の防犯体制および学校安全ボランティア（スクールガード）の活動に対して専門的な指導を行うもの。



自主防犯組織による防犯パトロール

【現状と課題】

- 大規模地震や異常気象に伴う予想を超えた自然災害が全国的に発生するなかで、本町では防災行政無線の整備や防災倉庫の設置など災害に強いまちづくりに取り組んできました。
- 町内で発生する災害から町民の生命・身体・財産を守るため、平成 28 年 7 月に皆野町地域防災計画の改訂を実施しています。
- 新型インフルエンザ等の新興感染症の発生時期を正確に予知することは困難です。また世界のどこかで発生すれば世界的な大流行となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響が生じる可能性があります。
- 自然災害や新型インフルエンザ等が発生した場合には、行政機能の低下が懸念されますが、こうした状況下においても正確な情報収集や優先的に実施すべき業務を円滑かつ的確に執行できる体制を整備する必要があります。

【主な取り組み】

- 自然災害や新型インフルエンザ等の発生に備え、皆野町地域防災計画や皆野町新型インフルエンザ等対策行動計画が確実に実行できるよう危機管理体制の充実を図るとともに、関係機関との連携を強化します。
- さまざまな災害事象に対応するため、危機管理担当職員をはじめ全職員を対象とした危機管理能力の向上に取り組めます。
- 町民が防災について家庭で取り組む「自助」および自主防災組織など地域で取り組む「共助」を推進し、地域防災体制の充実を図ります。

推進する施策	2 人も車も安全な道路・交通環境の整備
【基本方針】 緊急自動車の通行不可能な狭あい道路の整備や県道整備を働きかけるとともに、公共交通の改善に取り組み、人にも車にも安全な環境づくりを推進します。	

具体的な施策	① 生活道路の整備と管理
【現状と課題】 ○市街地は、建物が多く狭あいな場所が多いため、事業執行が長期間となります。 また、側溝が整備されておらず、雨水処理に苦慮している地域もあります。 ○中山間地が多く、集落間道路は急こう配で見通しのきかないカーブが多く、すれちがいもままならない状態で、待避所等の整備が急がれています。 ○橋の老朽化が進み、長寿命化のための工事が必要です。 ○町道の舗装にひび割れ、損傷が著しい箇所があります。 ○県道は未改良区間や歩道の整備が遅れている状態です。 ○主要な生活道路は、積雪 10cm 以上で町から委託を受けた建設業者等が自動出動し、除雪しています。 ○自主的に除雪した各行政区に除雪対策補助金等の支給を行っていますが、高齢化や人手不足のため早期の除雪が困難な地域があります。(地域間格差が拡大) ○大雪時には、各地域からの生活道路の除雪依頼に十分対応できず、不公平・不平等が指摘されています。	
【主な取り組み】 ○防災性及び住環境の向上を図り、安全で快適なまちづくりを進めるため、狭あい道路の整備を中心に、未改良の町道工事を継続して進めます。 ○中山間地域の町道は、視距改良、待避所設置、擁壁などの道路施設の整備等、町民の負託に応じた工事を実施します。 ○5 年毎に橋の定期点検を行い、計画に基づき、長寿命化のための修繕工事を継続して進めます。 ○町道を計画的に修繕していきます。 ○県道は、未改良区間の工事を継続して要望するとともに、その実現に向け、協力・調整していきます。 ○自動出動し除雪する生活道路以外であっても、緊急自動車の通行、集落の孤立や高齢者の健康被害の防止等、必要に応じ、建設業者等による除雪を行います。 ○埼玉県秩父県土整備事務所管内除雪連絡協議会において、大雪時における道路交通機能を確保するため、各道路管理者が連携して効果的な除雪作業ができるよう、必要な事項を協議のうえ決定していきます。	

具体的な施策**② 誰もが利用しやすい公共交通の推進****【現状と課題】**

- 本町の公共交通は、町営バス（日野沢線と金沢線）と西武観光バス（三沢線）の2つの路線バスと秩父鉄道が運行しています。しかし、各々の乗り継ぎのしづらさや運行本数の少なさ、さらには通学利用者の減少等により利用者は減少傾向にあります。
- 今後さらに人口減少による利用者の減少も予想されることから、公共交通機関を維持するための財政負担増加が懸念されます。
- 公共交通は、通勤・通学者、高齢者の生活の足として、また観光客が気軽に利用できる交通手段です。利用者のニーズを踏まえた効率的・効果的な町営バス運行を行い利用者の増加を図る必要があります。

【主な取り組み】

- 町営バスは、町民の日常生活や観光客の移動手段としての役割を有していることから、利便性向上のため、利用者のニーズを踏まえた運行内容に見直します。
- 西武観光バスの路線維持のため、県と連携を図り補助金の支援を継続します。また利用者の安全性の確保、利便性の向上を図るよう要請します。
- 秩父鉄道沿線5市3町で組織している秩父鉄道整備促進協議会の一員として、より安全・快適な鉄道運行の維持・充実を促進します。
- 町営バス・西武観光バス・秩父鉄道の連携を強化し、誰もが利用しやすい公共交通の運行形態の整備を図ります。

具体的な施策**③ 交通安全対策の充実****【現状と課題】**

- 本町の交通事故件数・負傷者数は、平成 17 年以降減少傾向に転じています。
- 交通事故件数の割合で見ると年齢別では高齢者が、発生場所では国道 140 号が多く、この対策強化が課題となります。
- 急坂、幅員の狭い町道が多く、車両や歩行者の安全確保に向けた交通環境の整備が必要です。
- 歩道未整備の通学路にグリーンベルトを設置しています。
- 停止線、横断歩道などの道路標示の劣化により、本来の規制効果が発揮されず、事故を引き起こすおそれがあります。

【主な取り組み】

- 車両や歩行者の安全確保のため、交通安全施設（防護柵、カーブミラー、グリーンベルトなど）の設置に取り組みます。
- 交差点の停止線など、道路標示の劣化が見受けられる場所の修復要望を積極的に警察に働きかけます。
- 年齢・段階に応じた生涯にわたる交通安全教育を推進します。特に高齢者や子どもに対し、参加・体験型の交通安全教育を行い交通安全意識の醸成を図ります。
- 交通安全 4 団体※と連携を図り、交通安全運動、街頭広報など啓発活動に積極的に取り組みます。

※交通安全 4 団体：皆野町交通安全母の会、皆野町交通指導隊、秩父地方安全運転管理者協会皆野支部、秩父地方交通安全協会皆野支部。

推進する施策	3 快適な生活基盤の整備
【基本方針】 誰もが安心して生活できる環境整備に取り組み、住んで良かったと実感できるまちづくりを推進します。	

具体的な施策	① 安全・安心な水の供給
【現状と課題】 ○平成 28 年 4 月から秩父地域では水道事業が広域化され、安全・安心な水の供給と財政基盤の安定・強化を図ります。今後は老朽化した水道管や施設の改修、地震などの大規模災害時におけるライフラインの確保などの整備を図る必要があります。 ○町内には小規模水道組合*が 12 組合あり、その他にも個人、または数世帯単位で給水を賄っている多くの地域があります。しかし、近年の人口の減少や、使用者の高齢化に伴い、施設を維持管理していくことが難しい状況となっています。	
【主な取り組み】 ○秩父広域市町村圏組合では、老朽化した水道管や施設など計画的に施設整備を進めます。また荒川上流からの良質な水を給水できるよう計画を策定します。 ○地震災害に備え、水道施設の耐震化や応急復旧用資機材の確保を図ります。 ○広域水道の給水区域外では、小規模水道施設の維持管理を支援します。	

※小規模水道組合：10 世帯以上又は 50 人以上で組織されている水道組合。

【現状と課題】

- 本町では秩北特定環境保全公共下水道整備事業として下水道の普及を推進し、荒川の水環境保全を図るため、計画的な整備に取り組んでいます。
- 快適な生活環境の実現のため、下水道事業を推進し、平成 26 年度末で下水道整備面積は 181.9ha、整備人口は 5,994 人であり下水道普及率は 58.0%となっています。
- 公共下水道事業認可区域*内において、未だに下水道へ接続ができていない住宅等があることから、河川の水質保全へ悪影響が懸念されています。
- 長瀬浄化センター、皆野中継ポンプ場、長瀬第一中継ポンプ場は、一部の設備において老朽化や故障が発生している状況であり、今後施設を維持することが困難になると予測されます。また管渠施設においては、一部の幹線について所定の耐震性能を有しておらず耐震対策が必要となっています。処理場、ポンプ場については躯体等の耐震性能不足が確認されています。

【主な取り組み】

- 主要施設である長瀬浄化センター、皆野中継ポンプ場、長瀬第一中継ポンプ場の老朽化に伴う施設の長寿命化を進めるとともに、耐震化を図っていきます。
- 下水道への接続率 100%をめざし、未接続世帯への家庭訪問などを実施し、水洗便所改造資金融資あっせん制度の活用を進めていきます。
- 平成 36 年度を目標年次として皆野町分 227.5ha を全体計画区域と定め、下水道の整備を進めていきます。
- 公共下水道計画区域*外では、浄化槽市町村整備型事業を進めていきます。

※公共下水道事業認可区域：公共下水道計画区域の中で、下水道の工事が施工できる区域。

※公共下水道計画区域：下水道の整備が予定されている区域。

具体的な施策**③ 合併処理浄化槽の普及促進****【現状と課題】**

- 合併処理浄化槽による生活排水の処理が進み、荒川の BOD 値は年々減少傾向にあります。近年の数値は 2mg/L 以下まで改善しています。この数値は環境省で定めている生活環境の保全に関する環境基準値（河川）で最もよい評価の AA 類型に次ぐ A 類型であり、合併処理浄化槽普及の成果が現れているものと考えられます。
- 単独処理浄化槽及び汲み取りによる処理人口は現在もなお約 2,500 人程度と推定されます。単独処理浄化槽、汲み取り処理人口は減少傾向にありますが、人口の約 4 分の 1 とまだまだ多い現状です。

【主な取り組み】

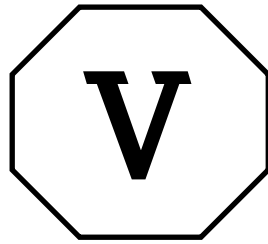
- 公共下水道計画区域内で認可区域外の専用住宅に、合併処理浄化槽の設置を促進していきます。
- 単独処理浄化槽からの転換を促進していきます。
- 公共下水道計画区域外では、皆野・長瀬下水道組合により市町村整備型事業を推進し、合併処理浄化槽の設置を図っていきます。

具体的な施策**④ 中心市街地の整備****【現状と課題】**

- 本町の中心市街地である皆野駅周辺から親鼻駅周辺にかけては、道路など市街地整備が遅れています。
- 駅前広場が整備されておらず、朝夕の通勤通学の時間帯は駅付近の道路で渋滞が起きています。
- 歩車道が完全分離されていない市街地の道路に大型車が混入し、歩行者等通行者が交通安全上危険にさらされています。
- 市街地における道路のネットワーク化が進展せず、交流・行政・文化・商業の拠点としての機能が発揮されていない状態です。
- 中心市街地にも空き家が存するようになり、防犯・衛生等の問題が発生しています。

【主な取り組み】

- 駅前広場や街路を含めた市街地の整備に向けた都市計画を検討します。
- 都市計画法に基づく用途地域の指定により、中心市街地にふさわしい土地利用となるよう建築物の規制・誘導を継続して行います。
- 施設間通路となる町道の拡幅整備・ネットワーク化の実施をしていきます。
- 町道改良工事に併せて、ポケットパーク（小公園）の整備を実施していきます。
- 秩北特定環境保全公共下水道整備事業の推進を図り快適な生活環境の実現に取り組んでいきます。
- 皆野町開発指導要綱に基づき、良好な宅地開発等を推進していきます。



**笑顔が行き交う
共助と自立のまち**

【コミュニティの推進・

行政基盤の強化】

V 笑顔が行き交う共助と自立のまち 施策体系

推進する施策		具体的な施策	
1	町民力・地域力を生かしたまちづくり	①	町民参画の促進
		②	地域コミュニティ活動の推進
		③	広聴広報の充実
2	行政基盤の強化	①	組織の活性化
		②	職員の能力向上
		③	事務事業の効率化・適正化
		④	情報化の推進
		⑤	広域行政の推進
3	財政基盤の強化	①	財源の確保
		②	財政状況の公表

推進する施策	1 町民力・地域力を生かしたまちづくり
【基本方針】 町民、行政区、事業者、ボランティア団体などがまちづくりに参加しやすい環境整備を推進します。また地域コミュニティの活性化を促進し、町民力・地域力の向上を図ります。	

具体的な施策	① 町民参画の促進
【現状と課題】 ○地方分権の進展や行政を取り巻く環境の変化が急速に進むなかで、さまざまな分野において町民と行政の協働によるまちづくりの必要性が高まっています。 ○各種計画策定におけるアンケート調査の実施や町民による各委員会・審議会への委員参加など町民参加のまちづくりに取り組んできました。今後もより積極的に町民が参加できる環境づくりが求められています。	
【主な取り組み】 ○各種計画策定にあたっては、きめ細かいアンケート調査やパブリックコメントの実施、各委員会・審議会への公募委員の参加拡大など、町民が町政に積極的に参加しやすい環境づくりに取り組みます。 ○町民参加のまちづくりを促進するため、町民のまちづくりへの意識の高揚を図るとともに地域リーダーなどの人材育成に取り組めます。 ○地域の課題や町民の意見などについて、職員が積極的に把握していくために意識向上を図ります。	

具体的な施策**② 地域コミュニティ活動の推進****【現状と課題】**

- 行政区において区長・各種委員などを中心とした地域活動や、ボランティア団体などがまちづくりに取り組んでいます。特に、地域の安全と安心を守る自主防災組織や自主防犯組織の組織率は高い数値を誇っています。
- 少子高齢化の進行や若者世代の人口流出、働き方や核家族化等の生活様式の変化によって地域コミュニティが希薄となり、地域活動にも影響が現れています。
- 地域で共に支え合い助け合いながら、自らの地域を自らの手で守っていく共助と自立のまちづくりを進めていくうえで、地域コミュニティの担い手の確保が課題となっています。

【主な取り組み】

- 各行政区における特色のある取り組みやその地域に根付いたイベントや文化を支援し、地域コミュニティの醸成を図ります。
- コミュニティ協議会を中心として、地域社会への貢献活動や地域コミュニティを担う自治組織や地域団体の活動を支援します。
- 地域活動をわかりやすい方法で周知し、活動への参加を促します。またNPOなどと連携を図り、多様なボランティア活動やグループ活動の活性化を図ります。
- 公会堂や集会所を中心としたコミュニティ施設の整備を支援、公共施設の開放を推進し、活動拠点の整備・充実を図ります。

具体的な施策**③ 広聴広報の充実****【現状と課題】**

- 町民アンケート調査では、町の計画や取り組みなどについて情報提供が不十分であるといった指摘がされています。
- 広報誌「広報みなの」を発行して行政情報等を発信していますが、さらに読みやすく、親しまれ、読みたくなる広報を作成していく必要があります。

【主な取り組み】

- 各委員会・審議会委員の公募、パブリックコメントなど積極的に推進し、町民参画や広聴の機会の拡大に努めます。
- 「広報みなの」について、誌面のレイアウト・わかりやすい表現・写真等に工夫を凝らし、読みたくなる広報誌をめざします。また特集記事の充実に努め、読み物としての充実に努めます。
- ホームページについて、見やすい・アクセスしやすい・おしゃれなホームページの作成を推進します。また情報発信の高速化に努めます。

推進する施策	2 行政基盤の強化
【基本方針】 町民が求める行政サービスを的確に提供できるよう、組織機構の見直し、職員の能力向上、事務事業の効率化・適正化を進めます。	

具体的な施策	① 組織の活性化
【現状と課題】 ○多様化・複雑化する行政需要に対応するため、柔軟な組織機構の見直しと職員の能力を發揮できる体制づくりが求められています。 ○これまでの職員採用の経過から年代別職員数に偏りが生じています。蓄積されたノウハウと技能を継承し、効率性の高い組織運営を行うため、計画的な定員管理が求められています。	
【主な取り組み】 ○多様化・複雑化する行政需要に迅速かつ適切に対応するため、柔軟に組織機構の見直しを行います。また組織横断的な課題に対応するため、委員会やプロジェクトチームを積極的に活用します。 ○業務量に見合った適正な職員配置に努めます。また専門的な知識を有する職員の育成と技能の継承に必要な人員を確保するため、計画的に職員定数を管理します。 ○県との職員相互派遣など、外部派遣や外部人材の活用により職員の視野を広げ、組織力の向上を図ります。	

具体的な施策**② 職員の能力向上****【現状と課題】**

- 平成 28 年度に人事評価制度を導入し、能力や実績を重視した人事管理に取り組んでいます。
- 彩の国さいたま人づくり広域連合や他の研修機関を活用して、各種研修を実施し職員の能力向上に努めています。職員の意識改革を図り自己啓発意欲を向上させるためさらなる取り組みが求められています。
- 平成 24 年度から、職員の資格取得について助成を行っています。

【主な取り組み】

- 人事評価に基づく適材適所の人員配置など、能力と実績を重視した人事管理を推進し、職員のモチベーションや質の向上を図ります。
- 職員の自己啓発意欲を促進するため、内部講師を積極的に活用するとともに職場内研修（OJT）の質の向上を図ります。また公的資格の取得を奨励します。

具体的な施策**③ 事務事業の効率化・適正化****【現状と課題】**

- 社会情勢の変化や町民ニーズの多様化に、限られた財源、人員のなかでの確に対応していくためには、これまで以上に事務事業の効率化・適正化を図ることが求められています。
- 最少の経費で最大の効果が得られるよう、その目的、必要性、公益性及び代替性の有無の観点から不断の見直しを行う必要があります。

【主な取り組み】

- 行政評価システムの導入などにより、PDCA サイクルの確立を図ります。
- 所期の目的を達成した事業の廃止・改編、また類似・重複事業の整理などにより事務事業の効率化・適正化を図ります。
- 新たな補助金については、その目的を明確にし、一定の期限を定めその効果を検証します。効果が乏しいものについては廃止を含めた見直しを実施するなど厳格に運用します。また、既存のものについても同様に見直しを進めます。
- 業務のマニュアル化により行政サービスの質の維持・向上を図ります。
- 経費の削減と町民サービスの向上を図るため、事務事業の民間委託や指定管理者制度による公共施設の管理運営など、民間能力の活用を推進します。
- 皆野町公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設の効率的な管理・運用に努めます。

具体的な施策**④ 情報化の推進****【現状と課題】**

- 全国の地方公共団体等を相互に結ぶ総合行政ネットワーク（LGWAN）を利用し、他団体と情報の共有や情報の高度利用を行っています。
- ICT の普及により、誰でも必要なときに、欲しい情報が得られるようになってきています。また町民の行政に求めるニーズも多様化しています。
- マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）の施行により利便性が向上する一方で、コンピューターウィルス等による情報が漏えいする事件や事故が発生しており、より一層の情報セキュリティの強化が必要となります。

【主な取り組み】

- 個人情報をはじめとした行政情報が漏えいすることのないよう、情報セキュリティ対策の強化を講じます。
- 個人情報の保護や情報セキュリティに対する職員の意識向上を図ります。
- ホームページについては、ダウンロード可能な様式の掲載や迅速な情報掲載など行政情報発信の充実を図ります。
- 町民のニーズや費用対効果の適切な把握を行い、電子申請などの ICT を活用した行政事務の電子化を推進します。

具体的な施策**⑤ 広域行政の推進****【現状と課題】**

- 秩父圏域では、1市4町で構成する秩父広域市町村圏組合において、消防、廃棄物の収集・処理、火葬業務、救急医療などに加え平成28年4月からは水道事業を追加し10事業を共同処理しています。
- 皆野・長瀬下水道組合では、下水道事業、浄化槽事業及びし尿処理事業を行っています。
- 秩父広域市町村圏組合及び皆野・長瀬下水道組合では、施設・設備・装備等の更新が必要であり、計画的に整備を進める必要があります。
- 平成21年度から、秩父圏域住民の福祉の向上と地域振興を図ることを目的に、1市4町で「ちちぶ定住自立圏構想」に取り組んでいます。限られた予算のなかでちちぶ定住自立圏共生ビジョンに基づく各分野における施策を効果的に実施することが求められています。

【主な取り組み】

- 秩父広域市町村圏組合及び皆野・長瀬下水道組合では、圏域住民の生活に密着した行政サービスを担っていることから、構成市町村と協議・連携を図りながらサービスの充実を図ります。
- 消防・救急分野では車両等の装備の充実、上下水道分野では施設・設備の計画的な整備を推進します。
- ちちぶ定住自立圏構想では、構成市町の連携のもと、各分野における関係機関・団体と協力し、ちちぶ定住自立圏共生ビジョンの実現に向けた取り組みを積極的に推進し、魅力ある「ちちぶ」圏域をめざします。

推進する施策	3 財政基盤の強化
【基本方針】 あらゆる施策の土台となる健全財政を維持するため、自主財源の確保と計画的な財政運営を推進します。	

具体的な施策	① 財源の確保
【現状と課題】 ○歳入については、町税を柱とする自主財源の占める割合は約4割で、その多くを地方交付税や国庫補助金をはじめとする依存財源に頼っています。 ○地方交付税や国庫補助金は、国の動向に大きく左右されるものであることから、財政基盤の強化にあたっては、自主財源の確保が不可欠です。	
【主な取り組み】 ○定住促進や観光・地域産業の振興、企業誘致などにより、町民税、固定資産税などの増収を図ります。 ○課税客体を的確に把握し公平な課税を行うとともに、滞納となっている税及び使用料などの徴収を強化します。また税の納付方法の拡充を図るなど、納税環境の向上に努めます。 ○公平負担の観点から、使用料・手数料等の見直しを行い、受益者負担の適正化を図ります。 ○町が所有する財産のうち、利用価値の低いものについては積極的に売却を進めます。また有料広告の拡充など財源の確保に努めます。	

具体的な施策	② 財政状況の公表
<p>【現状と課題】</p> <p>○限られた財源のもとで、町民の理解と協力を得ながら諸施策を推進していくためには、財政状況についてより積極的に、分かりやすく情報を公表することが求められています。</p>	
<p>【主な取り組み】</p> <p>○財政状況について、広報誌やホームページを通してよりわかりやすく説明していきます。</p> <p>○企業会計的な手法を導入した新地方公会計制度に基づく財務書類を作成・公表することで、財政運営の透明性をより高めます。</p>	

資料編

1 皆野町総合振興計画審議会

(1) 審議会条例

皆野町総合振興計画審議会条例

昭和47年3月29日

条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、町政の総合的な振興をはかるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、皆野町総合振興計画審議会の設置組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 町長の諮問に応じ、皆野町総合振興計画の調整その他その実施に関し必要な調査及び審議を行なうため、皆野町総合振興計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第3条 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、町長が任命する。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集しその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会が必要があると認めたときは、会長は、町長の承認を得て関係者の出席説明及び資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総務課において所掌する。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、別に町長が定める。

附 則

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則(平成20年条例第3号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(2) 審議会委員名簿

任期 平成28年11月17日 ～ 平成30年11月16日

役 職	氏 名	選 出 区 分	備 考
会 長	四 方 田 実	議会運営委員会委員長	
会長代理	大 野 玩 子	商工会女性部長	
委 員	新 井 達 男	議会総務教育厚生常任委員会委員長 体育協会長	
	宮 前 司	議会産業建設常任委員会委員長	
	小 杉 修 一	議会広報常任委員会委員長	
	四 方 田 忠 則	農業委員会長	
	吉 岡 澄 幸	商工会長	
	山 口 浩 人	観光協会長	
	佐 藤 彰	消防団長	
	設 楽 宣 通	区長会長	
	金 子 正	(公社)シルバー人材センター理事長	
	太 幡 日 出 男	民生委員・児童委員協議会長	H28. 12. 1 退任
	塩 田 壽	民生委員・児童委員協議会長	H28. 12. 2 選任
	関 根 伊 佐 男	文化団体連合会長	
	内 田 浩 道	皆野中学校PTA会長	
	逸 見 泰 司	長生クラブ連合会長	
	野 澤 博 美	公募委員	
	宮 崎 健	区長会皆野支部長	
	山 田 利 明	区長会国神支部長	
	四 方 田 順 造	区長会金沢支部長	
黒 澤 広 治	区長会日野沢支部長		
田 島 美 夫	区長会三沢支部長		

(3) 諮問・答申

皆総第 1004 号
平成 28 年 11 月 17 日

皆野町総合振興計画審議会
会 長 四 方 田 実 様

皆野町長 石 木 戸 道 也

第 5 次皆野町総合振興計画について（諮問）

皆野町総合振興計画審議会条例第 2 条の規定に基づき、第 5 次皆野町総合振興計画について、貴審議会に諮問します。

平成 29 年 2 月 3 日

皆野町長 石 木 戸 道 也 様

皆野町総合振興計画審議会
会 長 四 方 田 実

第 5 次皆野町総合振興計画（案）について（答申）

平成 28 年 11 月 17 日付け皆総第 1004 号で諮問のありました第 5 次皆野町総合振興計画について、当審議会では慎重かつ熱心な議論を重ね審議した結果、別冊の基本構想及び基本計画を内容とした、第 5 次皆野町総合振興計画（案）をもって答申いたします。

なお、次回の審議会委員の公募及びパブリックコメントに向けて、多くの意見を募ることができるよう、更に工夫を重ねられたい。

2 皆野町総合振興計画策定委員会

(1) 策定委員会規則

皆野町総合振興計画策定委員会規則

昭和46年9月14日

規則第12号

(目的)

第1条 町の基本構想を定めるため、本町に総合振興計画策定委員会を置く。

(委員)

第2条 委員会は、町長の指名する町職員をもって組織する。

(事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事務を行なう。

- (1) 総合振興計画を策定すること。
- (2) 上記に関係する資料を収集すること。
- (3) 同 統計を作成すること。
- (4) 住民の意向調査をすること。
- (5) その他必要な事項

(会長等)

第4条 委員会に会長および副会長を置く。

- 2 会長は、副町長とし、副会長は、委員の互選とする。
- 3 会長は、会務を統理する。副会長は、会長の職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が町長の同意をえて招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。

(雑則)

第6条 委員会の庶務は、総務課において行なう。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年規則第9号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成19年規則第23号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年規則第2号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成23年規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

(2) 策定委員会委員名簿

役 職	氏 名	所 属 等
会 長	土 屋 良 彦	副町長
副 会 長	川 田 稔 久	総務課長
委 員	新 井 敏 文	総務課副課長
	黒 澤 栄 則	総務課主幹
	浅 見 幸 弘	町民生活課長
	若 林 直 樹	町民生活課主幹
	浅 見 広 行	参事兼健康福祉課長
	梅 津 順 子	健康福祉課主幹
	米 沢 満 夫	税務課長
	宮 原 宏 一	産業観光課長
	三 橋 博 臣	産業観光課主幹
	長 島 弘	建設課長
	山 崎 慎 一	建設課専門員
	玉 谷 泰 典	会計管理者兼会計課長
	豊 田 昭 夫	議会事務局長
	高 橋 修	参事兼教育次長
太 幡 和 也	教育委員会主幹	

3. 策定経過

期 日	内 容
平成 28 年 6 月 7 日	第 1 回総合振興計画策定委員会
6 月 16 日～ 7 月 4 日	町民アンケート調査 (対象：町内在住の 15 歳以上 1,000 人)
6 月 29 日	町長・副町長・教育長ヒアリング
7 月 21 日	第 2 回総合振興計画策定委員会
8 月 1 日～ 8 月 18 日	企業アンケート調査 (対象：従業員 5 人以上の町内企業 50 社) 団体アンケート調査 (対象：町内で活動する団体 13 団体)
9 月 1 日～ 9 月 20 日	総合振興計画審議会委員の公募
9 月 2 日	第 3 回総合振興計画策定委員会
9 月 30 日	第 4 回総合振興計画策定委員会
10 月 19 日	第 5 回総合振興計画策定委員会
11 月 8 日	第 6 回総合振興計画策定委員会
11 月 17 日	第 1 回総合振興計画審議会 町長から第 5 次皆野町総合振興計画について諮問
12 月 1 日～ 12 月 28 日	第 5 次皆野町総合振興計画（案）に関するパブリックコメント
12 月 22 日	第 2 回総合振興計画審議会
平成 29 年 1 月 27 日	第 3 回総合振興計画審議会
2 月 3 日	町長へ第 5 次皆野町総合振興計画(案)について答申 (四方田会長・大野会長代理)
3 月 7 日	平成 29 年第 1 回皆野町議会定例会に第 5 次皆野町総合振興計画基本構想を上程
3 月 8 日	第 5 次皆野町総合振興計画基本構想が議会で可決
4 月 1 日	第 5 次皆野町総合振興計画がスタート

皆野町町民憲章

昭和60年8月1日制定

わたくしたちは、恵まれた自然と、誇り高き歴史と伝統を守り、文化をはぐくみ、産業の隆盛と、健康で明るく、人間愛に満ちたよりよい皆野とするため、町民憲章を定めます。

- 1 自然を大切にし、潤いのある住みよい町にしよう。
- 1 教養を深め、歴史文化のかおりたかい心豊かな町にしよう。
- 1 産業を伸ばし、頑丈なたくましい活力ある町にしよう。
- 1 スポーツを楽しみ、心身を鍛え健康で明るい町にしよう。
- 1 相手を尊重し、思いやりの心で平和な町にしよう。

第5次皆野町総合振興計画

企画・編集	皆野町総務課企画政策防災担当
発行者	皆野町 〒369-1492 埼玉県秩父郡皆野町大字皆野 1420-1 TEL 0494-62-1230（代表）
発行日	平成29年4月